

[illegible]

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、9月21日付で人事異動がありましたので、異動した説明員の紹介をお願いいたします。

(説明員紹介)

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、安斎委員、濱本委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

「新市民プール・総合体育館等の整備検討について」

○（総務）企画政策室池田主幹

新市民プール・総合体育館等の整備検討について、資料に基づき報告いたします。

今年度は、課題整理に向けて、体育施設の利用団体との意見交換を順次実施しております。

まず、「1 プール、体育館利用団体との意見交換について」、施設の利用状況や必要な規模等に関し、それぞれの利用団体から御意見をお聞きしております。まず、プールは11団体と意見交換を行い、主な御意見としては、コース数では6～8コースで、公認が必要であるという御意見、子供用や歩行用等のプールを希望する御意見、会議室などを希望する御意見などが多く、使用料は上げないでほしいなどの御意見もございました。

次に、体育館は15団体実施し、規模等に関して、さまざまな御意見がございましたが、主なものとしては、アリーナは、大会等の開催が多いことなどから現状維持を望むという御意見、観覧席は縮小も考えられるのではないかとという御意見、第1～第4体育室は、それぞれ利用状況は異なりますが、ある程度縮小が可能ではないかといった御意見、そして、駐車場は全団体が不足と感じておりまして、整備拡張を期待している、こういった御意見がございました。このような御意見につきましては、今後の検討の参考にしてまいりたいと考えております。

次に、「2 花園グラウンド利用団体との意見交換と代替グラウンドについて」は、花園グラウンドを建設予定地としていることについて、グラウンドを利用しております三つの野球団体と意見交換を行い、主な御意見としては、花園グラウンドは2面とれるから、試合日程を消化できているので、これが使用できなくなる場合は現在と同規模で駐車場が確保できる代替となるグラウンドが必要というものでした。これに関して、公園や学校跡地などの市有地を検討したところ、代替の可能性がありそうな場所としては、色内埠頭公園が想定されました。しかし、色内埠頭公園は、地下に下水処理施設があることや、周辺に駐車場が少ないことなど、構造上の制約や課題が多く、現実的には難しいと考えられました。また、土地取得を含め、新たにグラウンドを整備する場合、多額の費用を要するなどの課題があり、代替グラウンドを用意することは、事実上困難と判断したところであります。

以上から、今後の進め方といたしましては、花園グラウンドへの建設は見送ることとし、これまでの検討の中で候補地としておりました旧緑小学校跡地などを含め、建設場所の再検討を行うとともに、公共施設の個別施設計画との整合性を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○委員長

「平成31年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求（案）について」

「平成30年第2回石狩湾新港管理組合議会定例会について」

「平成30年第2回石狩西部広域水道企業団議会定例会について」

○（総務）企画政策室小川主幹

お配りしました資料に基づきまして説明させていただきます。

平成31年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求（案）につきましては、石狩湾新港管理組合より、事前に協議を受

けておりますので、その内容について説明いたします。

資料は 2 枚となりますが、1 枚目は平成30年度配分額と31年度要求額（案）の内訳を示した比較表で、2 枚目は箇所図となっており、1 枚目の表と 2 枚目の箇所図の番号が符合していますので、あわせてごらんください。

初めに、①の国の直轄事業であります本港地区の北防波堤です。箇所図では、上段右側の①であります。この事業は、港内の静穏度を向上し、安全な船舶航行、荷役作業を確保するため、既設の防波堤を延伸するものであり、継続事業として、33年度完成予定となっております。表①にありますように、31年度は本体工として、ケーソン製作・据付などの工事を予定しており、事業費は31億円、その内訳は、国費が26億3,500万円、管理者負担分が4億6,500万円となっております。

次に②の東地区岸壁（－12m）です。箇所図では、中段右側の②であります。リサイクル貨物の輸出需要増加が見込まれ、船舶の大型化に伴い既設岸壁（－12m）では喫水調整を行って出入港している場合があり、施設の能力が低いことから、新規事業として岸壁（－12m）の整備を行うもので、表②にありますように、31年度は埋立申請及び岸壁本体工などを予定しております。事業費は1億8,000万円、その内訳は国費が1億2,000万円、管理者負担分が6,000万円となっております。

次に、管理組合が施工する交付金・補助事業について説明いたします。

③の東地区、泊地（－10m）は、箇所図中段右側の③の場所になります。この事業は、所定の水深を確保し、貨物船の安全な荷役及び係留を確保するため、継続してしゅんせつを行っているもので、表③にありますように、31年度は事業費3,000万円を予定しております。

次に、④の東地区、東 3 号護岸は、箇所図中段右側の④の場所になります。この事業は、長寿命化計画に基づいて継続事業として、護岸の老朽化対策を行うもので、表④にありますように、31年度は事業費3,000万円を予定しております。

次に、⑤の西地区、西・樽川ふ頭線は、箇所図左側の⑤の場所になります。この事業は、交通の円滑化を図るため継続して道路整備を行うもので、表⑤にありますように、31年度は事業費1億2,000万円を予定しております。

次に、⑥の花畔地区、上屋他は、箇所図下段左側の⑥の場所になります。この事業は、農水産物の輸出増加に対応するため、継続して輸出に必要な港湾設備の整備を行うもので、表⑥にありますように、31年度はリーファーコンテナ用コンセントの整備などを実施し、事業費1億3,800万円を予定しております。

次に⑦の花畔地区のコンテナヤードは、箇所図下段⑦の場所になります。この事業は、既設コンテナヤードの狭隘化を解消するため継続して整備を行うもので、表⑦にありますように、31年度は照明工、舗装工の整備を実施し、事業費1億4,000万円を予定しております。

最後に⑧の花畔地区の荷役機械は、箇所図下段⑧の場所になります。この事業は、コンテナ貨物増への対応や、既設荷役機械の故障・事故等による危機回避のため、新たに1基増設するもので、表⑧にありますように、31年度は継続事業として基礎工及び本体工を実施し、事業費2億8,000万円を予定しております。

これら八つの事業をあわせまして、事業費としては全体で40億1,800万円、国費が28億9,300万円、管理者負担分として11億2,500万円の要求額となっております。

続きまして、表左側の30年度の配分額を説明いたします。

①の国の直轄事業として北防波堤は、事業費20億円の予算要求に対し、国からの配分は6億6,380万円となったため、全体として事業費28億3,200万円の予算要求に対し、事業費の配分は13億7,400万円、国費は6億1,483万円、管理者の負担は7億5,917万円となっております。

なお、本件につきましては、小樽港湾振興会及び小樽商工会議所に説明し、意見照会を行ってりましたが、それぞれ意見がない旨の回答がありました。市としては、これを踏まえて検討した結果、本件について同意したいと考えております。

続きまして、平成30年第2回石狩湾新港管理組合議会定例会が、去る8月9日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

報告事項は、専決処分報告につき、承認を求める案件が承認され、平成29年度石狩湾新港管理組合繰越明許費計算書、一般財団法人石狩湾漁業操業安全基金協会、石狩湾新港サービス株式会社の経営状況に関して報告がありました。

続きまして、平成30年第2回石狩西部広域水道企業団議会定例会が、去る9月3日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案第1号専決処分承認の件、第2号平成29年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計決算認定の件についてで、第1号、第2号が可決されました。

また、報告事項は、平成29年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計資金不足比率報告の件に関して報告がありました。

○委員長

「小樽商科大学との人口減少問題共同研究の研究結果について」

○（総務）企画政策室木島主幹

小樽商科大学との人口減少問題共同研究の研究結果の概要について、資料に基づき報告させていただきます。既に、研究結果につきましては配付させていただいておりますので、簡単に説明させていただきます。

この共同研究の狙いは、小樽市民や札幌近郊住民へのアンケート、小樽市関係者へのヒアリングなどから、社会科学的手法に基づいた分析により、小樽市の人口減少の原因を探り、解決に向けた施策などの検討を行うことでありました。

資料左側に分析結果を記載しておりますが、「所得について」「市民意識」「子育て世帯」「関係者ヒアリング」「まちづくりとマーケティング」「札幌との比較」の6項目に分類して整理しており、詳細については記載のとおりとなっております。

これらの分析結果から、資料右側に提言を記載しております。政策的ターゲットとして、年齢構成バランスの回復や若年層の移住志向の高さから子育て世代とし、その中で取り組むべき施策については、所得差の改善、公的サービス、教育、子育て環境、公共交通、地域ブランド、土地利用、移住促進のそれぞれの観点から記載のとおり提言となっております。

今後につきましては次長職をメンバーとした会議を立ち上げ、本報告書をもとに具体的な施策、事業案の検討を行い、第7次小樽市総合計画の基本計画と次期小樽市総合戦略に反映させていきたいと考えております。

○委員長

「国立小樽海上技術学校の存続に向けた取り組み状況について」

○（総務）企画政策室佐藤主幹

小樽海上技術学校の存続に向けた取り組みの近況につきまして、資料に沿って報告いたします。

1点目としまして、これまでの状況報告と、今後の協力について要請するため、先月11日に市長と教育長が北海道を訪問し、北海道総合政策部の黒田交通企画監及び北海道教育委員会の佐藤教育長と面談してきました。面談の際、交通企画監からは、道内唯一の学校なので、北海道としても応援したい。今後も、小樽市から情報をいただくとともに、北海道としても国土交通省に訪問した際に直接確認するなど、情報収集を始めるというお話をいただきました。道の教育長からは、市長にお越しいただいたので、北海道としてはスタートラインに立った認識になる。今後、オール小樽で要請・要望の形を示していただくと北海道としても動きやすい。小樽商業高校になる場合は、譲渡に関してお手伝いが可能か検討したいというようなお話をいただいたところです。

2点目としまして、本年5月25日に国土交通省と海技教育機構宛てに提示した小樽市の方策に対し、先月12日付

の書面にて海技教育機構から回答がありました。回答の概要としましては、仮に存続させる場合の移転先については、小樽商業高校に絞って協議したい。機構の財政状況から、負担を含め提供条件の精査を行わなければ結論は出せない。旧祝津小学校の提案についてはお断りする。同校を存続させる場合は、短大化が前提となるという内容でありました。

今後の対応につきましては、これらの経過を踏まえて、改めて北海道に対し、本市とともに存続に向けて取り組んでいただくよう要請するとともに、小樽商業高校の本市への譲渡要請を行っていきたいと考えております。要請に当たりましては、オール小樽として形を整えるよう進めていきたいと考えております。

○委員長

「第 7 次小樽市総合計画策定に係る経過報告について」

○（総務）企画政策室品川主幹

第 7 次小樽市総合計画の策定に係る前定例会以降の経過と今後の主な予定について、資料に基づき報告いたします。

まず、総合計画審議会に諮問しておりました基本構想（原案）について、9 月 21 日付で答申があり、各議員へ配付いたしました。今後、この答申及び 6 月に実施したパブリックコメントを踏まえて基本構想（案）を策定し、本年第 4 回定例会に議案として提出する予定であります。また、基本計画については、今後策定作業を始め、来年の第 3 回定例会で策定の報告を予定しております。なお、昨年第 4 回定例会で進捗がおくれていることと、それを取り戻す前提で、今年度中に策定を終えるスケジュールをお示ししましたが、おくれを取り戻すことは困難と判断しまして、このたび、スケジュールを組み直したところ、策定完了は当初の予定より半年ほどおくれる見通しであります。

○委員長

「平成 29 年度における小樽市職員倫理条例の運用状況について」

○（総務）コンプライアンス推進室飯田主幹

小樽市職員倫理条例第 24 条の規定に基づきまして、平成 29 年度における同条例の運用状況について報告いたします。資料をごらんください。

まず、「1 公益通報」は、第 14 条に定める市職員からの通報でございます。

一つ目の 10 月 23 日受付、「色内物揚場における観光船係留について」ですが、概要は記載のとおりですけれども、調査をいたしましたところ、特別な取り扱いをしている事実は確認されず、条例に基づいた適切な許可をしておりましたので、通報対象事実はなしという結果になっております。

次に二つ目の、11 月 22 日受付、「集団早帰り」について、概要は記載のとおりですけれども、これにつきましては証拠書類等の添付がないこと、さらに通報者が匿名であり連絡、確認ができないため、通報対象事実の存在が確認または類推することができないことから、調査の必要性なしという区分になってございます。

続きまして、「2 公益目的通報」は、第 22 条に定める市職員以外からの通報でございますけれども、3 件ありました。

一つ目の 4 月 20 日受付、「建築基準法 42 条第 2 項道路の法律違反」について、概要は記載のとおりですけれども、これにつきましては、この方は既に市を相手に裁判をして敗訴してございまして、司法的決着がついているものであり、小樽市コンプライアンス委員会が調査すべき案件ではないために、調査の必要性なしになってございます。

二つ目の 10 月 11 日受付、「内部通告に関する守秘義務違反・公益通報者保護法違反」について、概要は記載のとおりですけれども、この通報は同時に市長宛てにも調査依頼がきておりまして、既に処分権者である市によって調査が行われていたことから、委員会としては調査の必要性なしとしてございます。

三つ目の 11 月 3 日受付、「小樽港高島漁港区内の建築物の調査について」でございますけれども、概要は記載の

とおりですが、これにつきましては通報内容が不明瞭であり、通報者の方にその件についてお伺いしたところ、公益目的通報とするには無理があるので取り下げる旨のお返事をいただきました。

続きまして、倫理条例第12条に定める、「3 不当要求行為等」が2件ございましたけれども、内容を公表することで暴力行為を行った相手方を刺激する可能性もありますので、件数のみの記載となっております。

最後に、倫理条例第6条に定める、「4 職員研修」でございますけれども、合計55件実施し、延べ1,035名が受講しております。そのうち、コンプライアンス、公務員倫理及び地方公務員法に関する研修につきましては7件実施し、延べ190名が受講いたしました。

○委員長

「平成30年北海道胆振東部地震に伴う小樽市関連の対応状況について」

○（総務）災害対策室佐藤主幹

お手元の資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、表面1ページでございますけれども、「1 地震の概要」につきましては、記載のとおりでありまして、小樽市では最大震度4を観測し、地震発生以降震度1以上の余震は、9月30日までに計28回観測されております。

次に、「2 災害対策本部等設置の概要」につきましては、第1及び第2非常配備を記載のとおり発令しておりまして、本部等の会議を計10回開催しております。

次に、「3 各対応状況」につきましては、まず、（1）小樽市としましては、避難所の開設、食料配給所の開設、応急給水所等、携帯電話等充電場所の開設をするとともに、開設所の巡回を行っております。また、（2）以降で、北海道からの食料配給、小樽海上保安部による携帯電話等の充電、各企業や町会の皆さんからの物資等の御支援をいただき、（6）人的支援としまして、青年会議所、社会福祉協議会、トラック協会小樽支部、柔道整復師会などからの御支援について記載をしております。

次に、裏面の2ページをごらんください。

「4 避難所及び食料配給の概要」でございますけれども、（1）避難所は、市内小学校7箇所において開設しております。131名の方が宿泊しております。（2）ですけれども、観光客用の臨時避難所を開設しまして、2晩で381名の方が宿泊しております。また、（3）のとおり食料配給所を市役所を含めた8箇所で開設しております。

次に、「5 その他」としまして、停電復旧の経過、り災証明、被害届及び被害届出証明書の届出状況、災害派遣状況、市民からの主な問い合わせを記載しております。

最後になりましたが、（5）で市が対応に要した費用といたしまして、避難所の開設や水道機能維持などに、約900万円を要しております。また、食料など備蓄品の使用に伴います補充等に、約400万円を要するというような形で積算しております。

今回の災害対応につきましては、まず、各部から出された課題整理をした上で、可能な限り小樽市地域防災計画などに反映をしていきたいと考えております。

○委員長

「親族間の賃貸借契約等に係る住居手当の不正受給等及びこれに伴う職員の処分について」

○（総務）職員課長

親族間の賃貸借契約等に係る住居手当の不正受給等及びこれに伴う職員の処分について、報告いたします。

札幌市における親族間の賃貸借契約に係る住居手当の不正受給問題を踏まえ、本市においても、親族間契約等に係る住居手当の実態調査を実施したところ、職員2名の不正受給が判明し、小樽市立病院の看護師については、住居手当と通勤手当の不正受給額及びタクシー代差額の損害額が合計1,049万259円で懲戒免職。教育委員会の所管に属する職員については、住居手当の不正受給額が799万3,500円で訓告の処分を行いました。

行政に対する市民の皆様の信頼を損ねたことを深くおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

詳細につきましては、配付資料のとおりであります。今後の対応及び再発防止策につきましては、今回の不正受給を踏まえ、三親等内の親族間の賃貸借契約に基づく借家を住居手当の対象外とすることを職員団体に提案いたします。また、今回の調査で、市立病院の事案のほかに、もう 1 件、貸し主と内縁関係にあるかどうかを調べた結果、内縁関係にあるとの認定には至らなかったケースがありますが、このことはやはりグレーゾーンと言わざるを得なかったことから、下宿、シェアハウス等、専ら貸し間を行うことを目的とする住宅以外の住宅に間借りをしている職員を住居手当の対象外とすることを職員団体に提案いたします。

さらに、今後、家賃の値下げ等により住居手当の過支給が生じていないかどうかを確認するため、全件調査を実施し、毎年、同様の調査を実施いたします。加えて、通勤手当についても、少なくとも通勤費が高額となる市外居住者にあつては、定期券の写しやＩＣカードの乗車履歴の提出を求めるなど、チェック体制を強化することで、再発防止を図ってまいりたいと考えております。

○委員長

「公共施設再編計画策定に向けた対象施設の選定と再編方針・手法について」

○（財政）徳満主幹

本市公共施設の個別施設計画の策定作業については、この委員会に随時状況報告しながら進めており、今回は個別施設計画の前半部分である、公共施設再編計画の策定に向けた対象施設の選定と再編方針・手法について報告いたします。資料をごらんください。

資料 1 ですが、左側に位置づけと、右側にスケジュールを示しております。計画の位置づけは、計画の体系と施設区分を示しており、インフラ施設や公営企業施設、さらに公共施設の建築物にあつても、公営住宅や学校などは、例えば小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画のように、それぞれの施設区分で所管部署において個別施設計画を策定するもので、現在の策定作業は、それ以外の施設を対象にしており、資料では黒色で塗り潰し、白抜き文字で表記している施設について、個別施設計画を策定することをあらわしております。また、スケジュールは、個別施設計画の策定までの大まかな流れを示しており、昨年度にまとめた各施設の検討方針をもとに、来年度当初までには公共施設の再編素案を複数作成し、その素案について、市内各地域 6 ～ 7 箇所です市民意見交換会を開催した上で、来年度中に再編計画としてまとめることとしております。また、平成 32 年度は、再編施設の整備時期と、単独で残す施設の改修内容や時期を示す長寿命化計画を策定し、個別施設計画の策定を完了する予定としております。

次に、資料 2 については、再編計画の検討対象施設の選定をまとめており、公共施設等総合管理計画の対象の建築物 325 施設に対して、先ほど資料 1 で説明した各施設の所管課で個別施設計画を策定する施設と、廃止済または廃止予定の施設を再編検討対象から除外し、残った施設に対して検討方針と耐震性や劣化度など、建物の課題を勘案し、再編の検討対象とした施設が右側の選定結果の①に示した 36 施設であり、歴史的建造物など検討除外とした施設であつても、あわせて検討すべきと判断した下段の②の 3 施設を加え、合計 39 施設について再編検討対象施設としたものであります。

最後に資料 3 についてですが、再編素案の策定に当たって、その方針と手法をまとめたものであり、まず、左側に再編方針として、将来の市民に過度な負担を残さず、持続可能な市民サービスが提供できるよう、「１．施設総量（延べ床面積）の削減」「２．小樽市の特性や市民ニーズの変化に対応」「３．安全性の確保」の三つの方針を掲げ、さらに再編手法として、「（１）必要な機能・規模の検討」「（２）機能に着目した施設再編の検討」「（３）民間事業者との連携の検討」「（４）財政負担の縮減の検討」「（５）事業順序の検討」の五つにまとめ、この方針や手法に基づき再編素案を検討してまいります。

なお、来年度に予定している市民意見交換会の際に説明する複数の再編素案については、来年の第 2 回定例会でお示しできるよう、検討を進めたいと考えております。

○委員長

「（仮称）消防署手宮支署建設事業に伴う住民説明会について」

○（消防）総務課長

（仮称）消防署手宮支署建設事業に伴う住民説明会を 9 月 4 日と 5 日の 2 日間にわたり開催いたしましたので、その内容等について報告いたします。

今回の住民説明会は、消防署手宮出張所及び高島支署が管轄している地域の各町会長に御案内し、主に稲穂、色内地区の方々につきましては、9 月 4 日いなきたコミュニティセンターにおいて開催し、代理出席を含め 17 町会中 6 町会が出席されました。翌 5 日には、主に手宮、高島地区の方々を対象に、手宮市営住宅の集会所において開催し、代理出席を含め 16 町会長中 9 町会の出席で開催いたしました。

説明会では、消防施設の現状や消防体制、これまでの統廃合の経緯を説明した後に、新たに建設する（仮称）消防署手宮支署が、手宮地区の特徴に応じた施設になることや、メリット、デメリットについて説明いたしました。手宮地区の特徴とは、管轄人口の高齢化率が他の消防施設の中で 2 番目に高いこと、海岸線には、大型の危険物施設が設置されていること、津波浸水想定区域が多い地区であることであります。また、おたる水族館や小樽市総合博物館、大型商業施設があり、区域外の方々が多く訪れる地区でもあります。（仮称）消防署手宮支署は、これらの特徴に対応する消防力を整備するために、二つの小規模施設を統合して、中規模施設を建設し、大型の危険物施設における火災や傷病者への対応を効果的に行うことを説明いたしました。

次に、メリットについては、消防車両や人員を統合することで、各種災害に対する臨機応変な出動態勢を構築できることや、現在の消防施設が住宅密集地に立地していることに起因する、消防車両の出動時における騒音問題が軽減されることなどであり、また、デメリットにつきましては、二つの施設が一つに統合されることにより、これまでよりも消防車両等の到着がおくれる地域が生じてしまうことを説明いたしました。

質疑応答につきましては、建設に反対する意見はありませんでしたが、建設予定地が津波浸水想定区域にあることからの懸念などが質問されましたので、現在の想定で最大 30 センチメートルの浸水となっておりますことから、施設を 1 メートル程度のかさ上げで対応することを説明いたしました。また、欠席された町会につきましては、当日配付した資料と質疑応答の内容を記載した文書を送付しております。

このたびの説明会に御出席いただいた町会の皆様はもとより、今回欠席された町会の皆様からも、その後、特段の御意見等はいただいておりますことから、管内区域の町会の皆様には、一定程度の御理解をいただいたものと考えておりますので、引き続き、当該事業を推進してまいりたいと考えております。

○委員長

「小樽市通学路安全推進会議について」

○（教育）学校教育支援室成田主幹

小樽市通学路安全推進会議について、資料に基づき報告いたします。

過去に全国で登下校中の児童・生徒が死傷する交通事故が相次いで発生したことを受け、国からは通学路における交通安全を確保するための推進体制を構築し、継続的な取り組みの推進が求められておりました。また、平成 30 年 5 月には、新潟市で下校中の児童が殺害され、6 月には大阪北部を震源とする地震により塀が倒壊し登校中の児童が死亡するなど、通学中に犯罪や災害に巻き込まれるケースも相次いでいることから、今回、教育委員会としては、交通安全のほか、防犯、防災の観点から、各学校で危険箇所として挙げられた箇所について対策を実施するため、資料 1 のとおり小樽市通学路安全推進会議設置要綱を制定し、小樽市通学路安全推進会議を設置いたしました。

推進会議の構成機関は、記載のとおり、各道路管理者、警察、市の落氷雪、危険家屋担当、交通安全担当、学校教育支援室であり、去る 9 月 3 日に第 1 回の会議を開催したところです。

会議では、資料 2 の小樽市通学路安全プログラムを策定し、継続して通学路の安全の確保を図っていくことを確

認しました。また、新潟市の事件を受け、30年度に実施することとなった通学路の緊急合同点検に関し、各学校から挙げられた危険箇所をもとに、合同点検の対象箇所などについて協議を行い、今後のスケジュール等についても説明したところであります。

○委員長

「小樽市歴史文化基本構想案について」

○（教育）生涯学習課長

小樽市歴史文化基本構想策定事業においては、平成28年度から3カ年策定に取り組み、このたび構想案がまとまりましたので、資料に基づき報告いたします。

まず、構想案の構成について説明いたしますので、次のページの小樽市歴史文化基本構想（案）構成一覧をごらんください。

第1章は、構想の策定経緯と位置付け。項目につきましては、「1. 構想策定の背景と目的」「2. 策定に至る経過と調査方法」「3. 本構想と小樽市の上位計画及び関連計画」。第2章は、小樽市の歴史文化の概要。項目につきましては、「1. 小樽市の概要」「2. 小樽市の歴史文化とそれを取りまく自然環境の概要」「3. 小樽を特色づける14の景観と地域」。第3章は、歴史文化基本構想策定に向けての調査と結果。項目につきましては、「1. 小樽文化遺産の対象」「2. 小樽文化遺産データベース」「3. 小樽文化遺産の概要」。第4章は、小樽市の関連文化財群。項目につきましては、「1. 文化財を生み出した歴史的背景と関連文化財群の設定」「2. 歴史的テーマと関連文化財群」。第5章は、小樽文化遺産の保存管理の指針を記載し、項目につきましては、「1. 小樽文化遺産の保存管理と活用のための基本方針」「2. 小樽文化遺産の保存管理、活用を推進するための体制整備」。以上の構成で策定したものです。

次に、構想の概要を説明いたします。資料の1枚目にお戻りください。

まず、構想の目的ですが、多様な文化遺産を基盤としたまちづくりや人材育成と小樽文化遺産の保存活用に取り組むこととしております。

次に、調査を踏まえて、本市の文化遺産に関する課題として、1点目に文化財の滅失や散逸等の加速化。2点目に、民族芸能や祭礼など、少子高齢化の影響による後継者不足の2点を挙げております。それを受け、第5章の小樽文化遺産の保存管理の指針において、基本理念を「小樽の多様で特色のある歴史と人々の生活の中にある文化遺産を見出し、守り、伝え、そして使う」としてしております。その具体的な取り組みとして、①調査・研究の継続、②保存と管理、周辺環境の保全、③情報の発信と次世代の人材育成、④小樽文化遺産を総合的に活用し魅力あるまちづくりを推進する。最後に、それらに取り組む体制として、⑤主体の役割を明確にして、小樽市全体として体制整備に取り組む。以上、五つの方向性を示し、小樽文化遺産の保存管理の指針としております。

構想の概要は以上ですが、今後のスケジュールにつきましては、本日の総務常任委員会において構想案報告の後、パブリックコメントを実施し、11月下旬の小樽市教育委員会定例会において成案の報告を行い、12月上旬に小樽市文化芸術審議会を開催し成案決定の審議を諮り、12月中旬の総務常任委員会で構想の最終報告を行う予定で進めてまいりたいと考えております。

○委員長

「小樽市子どもの読書活動推進計画について」

○（教育）図書館副館長

小樽市子どもの読書活動推進計画の概要について報告いたします。

平成13年12月に国の子どもの読書活動の推進に関する法律が制定され、子供の読書活動に関する環境整備を推進することが示され、地方公共団体においても推進施策の策定と実施が責務であるとされております。

小樽市では、これまで策定されていた小樽市社会教育推進計画の中に位置づけた読書環境の整備方針に基づき、

子供の読書活動に関する施策を実施してまいりましたが、近年の情報化など、社会的変化などを踏まえ、子供の読書活動環境の整備、充実について、積極的に取り組む必要があるとの観点から、このたび、子どもの読書活動推進計画を策定することとしたものであります。

推進計画の概要について説明いたしますので、資料 1 をごらんください。

まず、計画の目的ですが、子供の読書活動の推進に取り組むためには、多様な本との出会いや豊かな読書体験を経験することができるように、地域や社会全体で、総合的、計画的に連携・協力して一体的に推進する必要がある、本計画は、これらの効果的な実施に向けての具体策を策定するものとしております。

次に、計画の期間と対象についてですが、計画の期間は2019年度から2028年度までの10年間とし、5年後に見直しをすることとしております。また、この計画の対象となるのは、0歳の乳幼児期からおおむね18歳の高校生期までとし、家庭・地域、幼稚園・保育所、学校、図書館等の子供の読書活動と関わりのある市民や団体も対象としております。

これまでの経過といたしましては、昨年8月から図書館協議会において議論を開始し、以後、図書館協議会では、これまで2回の協議を行いました。また、昨年9月に庁内の関係部署の委員で構成する、小樽市子どもの読書活動推進計画検討委員会を設置し、5回にわたる検討会議を行い、素案作成に取り組みました。

これらの議論経過により、11月には市内児童・生徒、保護者、各施設を対象とした子供の読書に関するアンケート調査を実施いたしました。その中で、年齢の上昇とともに不読率が上昇しており、子供が本を読まない状況にあるということが改めて明らかになり、このことが本計画策定に当たっての一層の課題であると位置づけております。

そのアンケートの結果に基づく本市における子供の読書についての現状と課題を踏まえた議論を通じ、「全ての子どもに読書の楽しさを～生きる力を育む読書環境作り～」を基本目標とし、次の4本の基本方針からなる計画の構成を検討しております。

基本方針1は、子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会の提供とし、施策1として乳幼児期における読書活動の推進、施策2として小学生期における読書活動の推進、施策3として中学・高校生期における読書活動の推進。

基本方針2は、子どもの読書活動に関する普及・啓発とし、施策1として子どもの読書活動に関する普及・啓発の推進。

基本方針3は、子どもの読書環境の整備・充実とし、施策1として家庭・地域の読書環境の整備・充実、施策2として市立図書館における読書環境の整備・充実、施策3として学校図書館における読書環境の整備・充実。

基本方針4は、子どもの読書活動を推進するための体制の整備とし、施策1として子どもの読書活動を支える職員・人材の育成と支援となっております。

なお、素案の詳細につきましては、次回の第4回定例会総務常任委員会にて説明し、委員の皆様からの御意見を頂戴したいと考えております。

今後のスケジュールとしましては、資料2枚目のスケジュールどおり、社会教育委員会議、教育委員会定例会で御審議いただき、来年1月には市民の御意見を反映させるためパブリックコメントを実施し、来年の第1回定例会総務常任委員会で、改めて計画について報告したいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について、説明願います。

「議案第20号について」

○（総務）職員課長

議案第20号小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案は、市長の給料月額について、独自削減の減額率を現行の100分の85から、100分の75に変更するものであります。なお、施行期日は平成30年11月1日としております。

○委員長

「議案第29号について」

○酒井（隆裕）委員

議案第29号小樽市非核港湾条例案の提案理由を説明申し上げます。

世界情勢が核兵器禁止に大きく動いています。その一方で、アメリカとロシアで約1,800発の核弾道ミサイルが高度警戒態勢にあります。こうした中、日本政府は、被爆国として核兵器を禁止する役割を果たそうとしていません。日本政府が核兵器廃絶の先頭に立てないのであれば、地方自治体と市民がその役割を果たさなければなりません。神戸方式と言われる非核証明書を提出させ、核兵器廃絶平和都市宣言から輝く小樽市への一步を踏み出すことを呼びかけ、提案説明といたします。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、公明党、共産党、立憲・市民連合、安斎哲也委員の順といたします。

自民党。

○濱本委員

まず、今、大変たくさん報告をしていただきましたけれども、報告の中で何点か確認というか、お聞きしたいと思います。

○国立小樽海上技術学校の存続に向けた取り組み状況について

まず、海上技術学校の存続のところで、今後の対応について、オール小樽として北海道に要請する形を整えるように進めるというふうに記載がございますけれども、このときのオール小樽というのは、どういうものをイメージすればいいのか。それから、それをどうやって形にしていけるのか、整えるというのか。何か少しぼわっとしていてよくわからないのですけれども、何かイメージはあるのですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

まず、オール小樽の想定している範囲としましては、昨年8月に国に要望しました際の、市議会、商工会議所にお願いしていきたいというふうに考えております。このほか、さらにお願ひすべきかどうかは、少し今後検討したいというふうに考えております。それと、実際の要請、要望の仕方というところなのですけれども、要請文、要請書のような形を整えて、皆さんと相談した上で、要望書を提出するような形を現時点では想定しております。

○濱本委員

中央要請は、今までいろいろな案件でしているのです。当然そのときに、小樽市議会議長もついていくのですよ。実は、小樽市議会では、何らかの決議をした上で、議長に行ってもらおうというパターンはほとんどなかったのです。最近の例で言うと、これは小樽の例ではないですけれども、重点港湾の選定の際に、関係省庁、言うならば国土交通省に対して、地方議会がぜひ選定してくれという決議を持って議長が行ったというパターンもあります。ただ単に議長が行くよりは、我々議会としては、そういうような形をとったほうがいいのかなと私は思うのです。説明員というか、市としては、議会がそういう決議をしてくれたほうがより仕事が進めやすいというか、そういうお考えはありますか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

現時点では、その議会へのお願いの仕方ですか、そういったところも、まだ少し煮詰めておりませんでして、今後詰めて、御相談させていただきたいと考えております。

○濱本委員

議会側の行動が先なのか、そちら側から、もしできればそういう決議をしていただいて、それを議長に携えてい

ただいて、道なり国なりに行ってもらいたいとか。これはお互いのやりとりの話なので、多分、議会の中も、全ての会派、全ての議員がこの海上技術学校の存続については、ぜひとも実現したいという思いなのです。そういう意味では、そういう一つの手法もあるので、もし、それが役に立たないというのであれば、それはする必要はないのですけれども、少しでも役に立つということであれば、前向きに我々も、少なくとも我が会派は協力をしたいというふうに思っております。

◎第 7 次小樽市総合計画策定について

次に、総合計画なのですが、先ほどの報告で半年おくれという報告をいただきましたけれども、スケジュールがおくれた理由、それから実際問題、半年おくれたことによって、何らかの行政運営、行政経営に支障がないのかということについてはいかがですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

まず、おくれた主な理由につきましては、昨年の第 1 回定例会における、小樽市総合的な計画の策定等に関する条例案が継続審査となったことですか、市民参加の取り組み、小樽市民会議100ですか、そういったものの開催に少し予想以上に労力がかかったということが主な理由であります。そして、何らかの影響ということでもありますけれども、大きな部分では、当初の予定の平成31年度からという計画期間。31年度内には走り出すことになりますので、大きな影響はないというふうに考えておりますけれども、総合計画と整合を図るほかの個別計画、こういったものの策定の時期に多少影響が出るということも考えられます。

○濱本委員

平成31年度当初からスタートの予定だったわけですね。そうすると、本来的には、その前は素案になっているかもわかりませんが、31年度の当初予算編成に、この総合計画の考え方は反映されるべきものだと思うのです。当初予算に反映されないわけですよ、できていないから。そういう意味では、私は影響はあると思うのですよ。その辺を当初予算には無理かもしれませんが、第 2 回定例会、第 3 回定例会補正予算の中で、これがすっかり形になったときには、そういうものは反映をさせてもらいたいと思うのですけれども、その点についてはいかがですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

平成31年第 2 回定例会、第 3 回定例会、それで反映させられるものがあれば、反映したいというふうに考えております。

○濱本委員

ぜひ、これから先の10年間の総合計画、基本構想があつて、基本計画があります。当然、その計画に沿った予算措置をしていかなければならないし、それは平成31年度当初予算だけではなくて、そこから先ずっと組み込んでいかなければならないということなので、ぜひとも第 1 回定例会というか、31年度当初予算に反映できなくても、第 2 回定例会、第 3 回定例会の中で、もしくは第 4 回定例会の中できちんと反映させていただきたいというふうに要望をしておきます。

◎小樽市地域防災計画とBCPについて

次に、小樽市地域防災計画とBCPについて質問させてもらいたいと思います。

初めに、防災計画の総則の中に、第 1 節、目的というものがあります。そちらに答えてもらわなくても、こちらで言いますけれども、最後の 2 行です。「応急及び復旧の災害対策を迅速かつ的確に実施し、もって市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする」と記載されています。

今回の北海道胆振東部地震で、幸いなるかな、小樽においては、直接的な地震の被害はありませんでした。しかしながら、間接的に、この全市の停電という異常事態というか危機が発生したわけです。そのときに、皆さんも御存じかと思いますが、いわゆる小樽に年間700万人も800万人も1,000万人も目標にしようという観光客の方がいらっしゃるわけです。その対応ということで、先ほど報告もありましたけれども、ウイングベイ小樽で、その避

難した人たちの保護というか、対応をしたわけです。

これが、地震が昼間にあって、停電があって、交通網が遮断されているということになると、今度は市外から小樽へ通勤して勤務している方、もしくは学生、そういう小樽市外の人たちは、今度は帰る手段がないわけです。そういう人たちの、言うなれば一時滞在者という言葉が適当かどうかわかりませんが、市内に居住していないけれども、その災害発生時に市内にいた人たちの対応ということが、この目的からは読み取れないというふうに思うのですが、その点についてはいかがですか。

○（総務）災害対策室長

ただいま御質問の、総則の中の目的の中に、今おっしゃった観光客等の対応について読み取れないというお話ですけれども、まず、地域防災計画の中に、第 3 章の通信計画がございまして、これは 28 ページにございまして、この系統図の中に、「市民等」ということで記載されておりまして、この注意書きの中に市民等については「仕事や観光等の目的で小樽に滞在している人」ということで、一部、ここに観光客の方も、こういった気象警報等伝達系統図の中に入れて、広報を行う、周知するということになってございます。それがまず 1 点です。

それから、小樽市津波避難計画について、これは地域防災計画の 223 ページにございますが、この中の第 9 章のその他の留意点というところでは、あくまでもこれは津波ですけれども、「1 観光客等の避難対策」ということで、「安全な場所への避難誘導を図る」、それから「複数の手段を用いて観光客等への情報を周知する」と、一部ですけれども、こういったことが記載されてはいます。

ただ、今、委員からおっしゃられましたように、この目的の中、これで読み取れるのかということもございまして、また、全体を含めてもう少し盛り込むところといえますか、そういうところがあるかということも含めて、少し調査というか調べた上で、必要に応じて修正すべき点は修正、ここら辺も検討はさせていただきたいと思えます。

○濱本委員

自治体によっては、ほとんど観光客がお見えにならない地域もあるのかもわかりませんが、先ほども申し上げたように、気持ちの中では 1 千万人ぐらい観光客に来てほしいという、そういう思い、観光都市宣言もしているこの小樽ですから、やはり人命保護の観点からも、この前文の中に、目的の中に入れておくことが必要だと思いますし、入れることによって、この後のいろいろなところの書き方がやはり変わってくるのだと思うのです。

市長もこの防災計画の見直しについては言及されているので、すぐできるとは私は思いませんけれども、そういう観点をもって、ぜひとも少しずつで結構ですから、見直しをかけてもらいたいと思えます。

それと、先ほど B C P と言ったのですが、B C P について、余り議会でも B C P の話題はそんなに出ていなかったと思うのですが、これはそちらが専門ですから、B C P の内容というか、そういうものについて少し説明をいただけますか。

○（総務）災害対策室長

B C P の関係ですけれども、これは業務継続計画と申しまして、行政が被災し、資源制約下にあっても災害対応等の業務を適切に行うための計画ということで位置づけられております。もう少し詳しく申しますと、災害時に行政みずからも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務、非常時優先業務を特定するとともに、業務の執行体制に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画ということになってございます。

○濱本委員

B C P の基本的な考え方というのは、そもそもは企業が何らかの、災害でもほかのことでもいいのですけれども、結局、事業が継続できなくなるような状況のときにどうやって危機管理をして、その危機を最小限に、ミニマムにとどめるかというのが、要はこれがスタートだったと思うのです。それがこの何年間か、10 年ぐらいのスパンでし

ようか。多分、古くで言えば、阪神淡路大震災以降なのでしょう。地方自治体も実際に被災している中で、地方自治体の業務をどうやって継続していくかという。これはいわゆる企業のそういう計画を参考にして、自治体のバージョンに変えてという、それが最近随分言われるようになっていきます。それで、残念ながら小樽は、防災計画はあるのですけれども、このBCPは実際問題ないわけですよね、総合的なBCPは。そういう理解でよろしいですか。それとも、何か個別のBCPはありますか。

○（総務）災害対策室長

ただいま委員がおっしゃいました、全体での業務継続計画というものは本市としてはございません。ただ、一部、小樽市立病院、水道局でも、そういった単体での業務継続計画はつくってございます。

○濱本委員

結局、BCPが病院とか水道局、病院は当然万が一のことがあったときに受け入れとかがあるので、そういうものはつくらなければならない。それから、水道などもインフラの確保という意味では、つくらなければならない。ただ、全体論としては、全体を網羅しているものは、今のところ小樽ではないということですね。

それで、昨年12月に総務省が、地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果というのを出しているのですけれども、この中に、北海道そのものは個別につくっていると。それから札幌市、函館市、網走市、岩見沢市、江別市、千歳市、石狩市と、ここは個別の計画をきちんとつくっているのですよね。この調査のときに、小樽市は、個別の計画はつくっていないけれども地域防災計画に位置づけをしているという回答をしているのですが、この防災計画の中にBCPを位置づけるという場合の、BCPそのものを、実はたしか六つの要素というのがあると思うのですけれども、その六つの要素全てが、この防災計画の中に位置づけがされているのでしょうか。

○（総務）災害対策室長

ただいまの御質問ですけれども、業務継続計画に位置づけられている、この6要素について、少し御説明させていただきますが、まず、1点目につきましては、首長、市で言うと市長、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制がとられているかということですが、この点につきましては、地域防災計画の第2章第2節の中で記載されてございます。「本部長（市長）が不在又は事故があった場合の指揮順位は、副本部長（副市長）」、これは副市長ということで、現在、小樽では副市長はいらっしゃいませんので、その次の本部総括部長、これは総務部長ということで、総務部長が代行することとなっております。

また、職員の参集体制については、第1非常配備から第3非常配備を設けて職員を動員すると、このような体制になってございます。これがまず1点目です。

それから、次に2点目ですが、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定という項目がございします。市全体の代替庁舎ということになると、正直言ってこれは特定されていません。特定されているという部分では、災害対策本部の設置場所については、一応、勝納町の小樽市消防署、ここを代替にすることと位置づけてございます。

それから、三つ目、電気、水、食料等の確保についてですが、これは第5章第5節に食料供給計画、それから第7節で給水計画を設けてございます。また、電気の確保につきましては、第7章の原子力防災計画の中で、停電時の備えとして、非常電源設備の整備について記載してございます。

次に4点目、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保という項目がございします。これにつきましては、第3章第2節、災害通信計画に記載してございます。

次に五つ目、重要な行政データのバックアップにつきましては、地域防災計画には、これは記載されてございません。バックアップについては、データセンターに保管されているということで、その内容については、機密性のためにデータセンターの所在については非公開と、このような形になってございます。

それから、最後に六つ目なのですけれども、非常時優先業務の整理、これは地域防災計画に記載はしてございません。ですので、六つのうちの四つの記載があるということでございます。

○濱本委員

そうなのですね、この六つの要素の中で、記載はあるのですけれども、例えば記載はあっても、実際の中身が十分ではないところもある。電気、水、食料等の確保についても、停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保すると。この間も新聞に出ていましたけれども、72時間ぐらいは発電する燃料を確保しなければならない。では、その燃料はどういう種類がいいのか。重油なのか軽油なのかガスなのかみたいなことまでも書いてありましたけれども、書いてあっても、できていないものはあるわけです。

一番私が気になったのは、この本庁舎が利用できなかったときに、勝納町の小樽市消防署というのですけれども、小樽市消防署のスペースの問題もあるだろうと思います。その辺は、やはり明確にBCPの中では、1番はここ、2番はここというふうに、当然まともに入れるところが1番で、その次は規模が小さくてもここでみたいな、そういう書き方をしている自治体もありますので、その辺はもう少し整理をしていただければというふうに思います。

それからもう一つ、非常時優先業務の整理ということなのですが、これはやはり、ほかの自治体はすごいのですよね、書き方が。例えば米子市は、全体の共通というところで、1番からその他、それからそれぞれの課にまたがってずっと書いてあるのですが、最後は業務の種類が162とあるのです。そこまで詳しく分けて、それぞれに、結局、実際の業務の内容だとかタイムスケジュール、要は発生直後から3時間以内に何をしなければならないのか。12時間以内に何をしなければならないのか。同じように、12時間、24時間、72時間、1週間、2週間、1カ月と、こういうふうにタイムスケジュールで、そのものによっては、もう発生から3時間以内に完結しなければならない業務がありますよという、そういうものをつくっているわけです。

私は、少なくともこういうものは、相当時間はかかると思うのですけれども、つくる必要があると思うのですが、その点についてはいかがですか。

○（総務）災害対策室長

今、委員がおっしゃったように非常に重要な部分で、この業務継続計画の中で、ここが一番重要な部分になると思っております。当然ながら、その必要性というものも、十分に感じているところでございます。

○濱本委員

多分、こんな百六十幾つも項目があると、セレクションをかけて優先順位を決めていくというのは、多分相当な作業量だと思うのです。きょう言ったから、明日からすぐにできるかという、それは無理に決まっているのです。しかしながら、市長もこの防災計画の見直しということも言っているわけですから、あわせてこのBCPの策定も、私はぜひとも手をつけていただきたいというふうに思うのですが、今年度とは言いませんけれども、新年度の中で、これに手をつけるということは、当然お金も使うわけですが、予算もきちんと措置をして、このBCPの策定に取りかかっていたきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○（総務）災害対策室長

業務継続計画の作成についてでございますけれども、今、お話ししていた中でも、地域防災計画、また災害時の当初の受援計画、こういったものとの整合性を当然図りながら作成していかなければならないと思っています。これは正直なところ、現在の災害対策室では、ここの計画に着手するということは、正直至っていないというか、されておられません。この他都市の状況を少しいろいろと調査しましたところ、大きいところですけども、東京都練馬区は、対象にはならないかもしれませんが、ここの辺のところでは、3年の歳月をかけてコンサルティングみたいなものも入れながらつくっているということもございますし、また、これをつくるに当たっては、本当に、多分1年とかということではできないだろうと、正直言って私も思っていて、そういった部分では、これから作成するに当たっての作成方法だとか、それから庁内全体で作成するための体制ですとか、そういったものをどのようにしていったらいいのかというところを、まず取っかかりとして検討していきたいと考えてございます。

○濱本委員

平成27年5月、前回の統一地方選挙が終わった翌月です。都道府県知事宛てに、消防庁次長から、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」の策定についてということで、通知が出ているのですよね。内閣府が市町村のための業務継続計画作成ガイドというのをつくっていて、ここの中に、先ほどやりとりをさせていただきました六つの要素だとか、代替庁舎の話だとか、いろいろなことが書いてあるわけです。

残念ながら、この通知が出た後、議会の中でも、BCPに取りかかりますとか、取りかからなければならないのですみたいな議論が余りなかったのです。私は、実は余り気づいていなかったのです。そういう意味では、今回の地震の発生によって、ある意味こういうものがあるのだということを感じさせてもらった。そういう意味では、私としてもBCPの策定のために、議会としても、それはやはり協力しなければならないことがたくさんあるのだと思うと思います。

市役所の機能の中に、間違いなく議会機能もありますから、当然、いろいろなものの中でも、議会事務局のすべき話、やるべき事項というのは当然書かれています。そういう意味では、これは市役所だけの話ではなくて、議会も同じ立場であるというふうに思っておりますので、また、大規模な震災があると、議員そのものが被災して、もしくは死傷する可能性だってあるわけです。そうしたときに、議会はどうやってその危機を、きちんとリスクをヘッジするのだということも考えなければならない、それはやはり。そうすると、市役所の皆さんと我々と、きちんと協議をしながらしていかなければならない事案だというふうに思っています。

これは、きょうで終わりの話ではなくて、これからもずっと続く話だと思いますし、このことについては、これからもしばらくいろいろな場面でお話をさせていただきたいと思います。

先ほど答弁の中で聞きなれない言葉があって、実は、受援計画という言葉があります。どうやって援助を受けようかという。黙っているのではなくて、こちらから能動的に、積極的に援助を受けようかと。これは多分、過去のいろいろな自然災害等で、例えば自衛隊に協力要請をするのがおこなっていたとか、もっと早くやれば被害が少なくて済んだとか、そういう事例があって、こういうものをつくらなければならない。それは自衛隊だけではなくて、例えば都道府県庁にどうやって要請をするのだとか、例えば近隣の市町村にどうやって援助要請をするのだとか、そういうものがBCPの補完の部分で、要は補う部分で必要だと思います。

先ほどもそういうことに言及されていたので、この受援計画も、ぜひ、すぐとは言いませんけれども研究をして、つくってもらって、例えば小樽の近郊に、例えば北後志だけでも、いろいろな町村があるわけですが、そこもきちんとBCPをつくってくれていたら、どこかが被災したときにそこを見ると、ここは手薄だから、うちの市役所からマンパワーを送り込んであげる、資材を送り込んであげるとか、そういう連携が可能になってくると思うのです。そういう連携をするための、ある意味、協定がなければできないかということ、そんなわけではないと思うのですけれども、そういうものも必要になってくると思うのです。現実的に小樽が隣接している、例えば赤井川村だとか、余市町だとか、その近辺も含めて、そういうところとこういう災害におけるマンパワーだとか資材のやりとりだとか、応援体制だとか、そういう協定みたいなものは持っているのでしょうか。

○（総務）災害対策室長

近隣他都市等の応援協定というお話ですが、分類としますと全般的な応援だとか、例えば港湾、廃棄物、食料、災害派遣、消防、水道、原子力、こういったものの分類の中で、そこそこ、それなりのそれぞれの応援協定というのは個々にあります。

それで、全般的なということで少し申し上げますけれども、災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定というのがございます。これについては、北海道、それから北海道市長会、北海道町村会、こういった形で締結をしているものです。協定の趣旨ですが、職員の派遣、資機材の提供、施設・場所の提供、それから被災住民の受け入れ、このようなことになってございます。

○濱本委員

全部が被災するとは限らないですし、小樽だけが被災する可能性もあるし、余市町だけが被災する可能性もある。そういう中で、やはりお互いにそういう緊急避難時ですから、助け合うということが、こういうものの中にきちんとうたわれていることが大事な事かなというふうに思います。

次に、防災計画だとか、今言ったBCPの話なのですが、総合計画の中で、実は余りそこまで大事な事だというふうにうたわれていないような気がするのです。これは、ことし5月の第7次小樽市総合計画の策定に当たっての原案の部分で、テーマ4、生活基盤の話ですけれども、防災危機管理という中では、今言ったようなBCPとか、BCPのもっと上の概念で言うと、BCMという概念があります。それは、業務継続・管理、要はマネジメントということ、マネジメントがあつて、Pのプラン、計画がありますよという。それから、もっと上をいくと、ディストリクト、地域。地域のそれぞれが持っているBCPを、どうやって有機的につなげていくかという、そのためには、BCM、いわゆる地域の業務維持のためのマネジメントが必要ですよという、そういう考え方なのです。

そういうものが、申しわけないけれども、このテーマ4の施策7の中では、余り読み取れないのです。今回、こういうことがあつた、こういう地震という、先ほども申し上げましたが、幸いなるかな、小樽では一次被害はなかったですけれども、こういうものをやはりうたっておく必要があるのではないのでしょうか。

当然、基本構想のその次に、平成30年5月の小樽市総合計画審議会の参考資料の中で、現状と課題及び施策の体系・内容を整理したという参考資料がありますが、この中でも防災・危機管理のところで、余りというか、ほとんど触れられていないのですね、こういうBCPみたいな話は。これは、やはり少しこれから触れるべきではないのかというふうに思います、いかがですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

次期総合計画の第7次小樽市総合計画に、こういったこともうたうべきではないかというお話でありましたけれども、今、原案の段階では、それが余り読み取れないということでもありますので、また、BCPにも必要性を十分感じているという、先ほどのお話もありましたので、こういったものを何らかの形で、第7次総合計画にもその意思を示すようにということでは検討したいと思います。中身につきましては、まず、何に取り組むのかということを考えて、それに応じて、基本構想にそういった考え方レベルのものを載せるのか、それとも、具体的な手段ということで基本計画に載せるのか、そういったことは、今後検討したいと考えております。

○濱本委員

ことしの9月21日に、小樽市総合計画審議会が、基本構想原案についての答申を出しましたと。この中で、実は85の指摘事項があつて、書き方としては、「検討されたい」「配慮されたい」。「検討」が54で「配慮」が31。私の計算間違いでなければあるのです。「検討されたい」と「配慮されたい」という違いを、どういうふうに受けとめているのか、それをまず少し聞かせてもらえますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

この「検討されたい」と「配慮されたい」の言い回しの違いなのですが、明確な違いというものはないのですけれども、ニュアンスとして、基本構想そのものを直すべきだというニュアンスが強いものについては「検討されたい」としておりまして、その基本構想に限らず、例えば次の基本計画ですとか、事務事業実施に当たって配慮してほしいとか、そういったニュアンスが強いものについては「配慮されたい」という書き方にしております。

○濱本委員

ということは、確認なのですが、ことし5月に基本構想の原案が出ているわけですが、この5月に出たものが、この答申を踏まえて修正がかかる可能性はあるのですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

まず、この答申を踏まえて、今、庁内でその反映、基本構想の修正を検討しております。その修正したものをも

って、議案としてまとめまして、第 4 回定例会で提出したいというふうに考えております。

○濱本委員

第 4 回定例会を楽しみにしています。それは二重の意味で、この答申がどうやって反映されているのか、それから、今私が B C P のことについて言ったことが、どのように反映されているのか、期待して第 4 回定例会を迎えたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 25 分

再開 午後 2 時 45 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○齊藤委員

◎平成30年北海道胆振東部地震に伴う停電時の市の広報活動について

平成30年北海道胆振東部地震に伴う停電時の市の広報活動と、今後の改善点について伺いたいと思います。

まず、市は、今回の地震に伴う停電に際し、市民に対して何を知らせなければならないというふうに考えたのか。9月6日の午前3時8分ですか、その時間経過に沿って、伝えるべき内容というのは時間とともに変わるといいますので、そういう時系列で、何を知らせなければならなかったのかという部分をお示しいただければと思います。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

今の御質問ですが、まず発災といいますか、当初の部分でございますけれども、その部分におきましては、市民などの生命や財産にかかわる緊急情報、そういうものを積極的に提供することに努めていかなければならないというところの部分でございます。その後になりますけれども、応急広報というような名前ですけれども、そういった中で住民生活にかかわる情報の提供を進めていくというような考えのもと、これに基づく流れで、今回も進めていくというようなことで考えてございました。

○齊藤委員

その時々のお知らせなければならないという内容に対して、最適と考えられる手段、方法というものは何であったのか。実際に、最善の方法を実施することができたのか。場合によっては、その最善、最適でなかったとしても、次善の策というか、次にいい方法というようなものが実際に実施できたのか。これを時系列で、先ほどの時間に沿って、方法、手段についてお示しいただきたいと思います。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

最適な方法ということでございますけれども、今回の事案が発生した中で、発生した時点における本市の考えとどうか装備という部分で申し上げますと、災害広報の計画といいますか流れにつきましては、まず、消防車両による広報ですとか、FMおたるを通じた放送、それから、それ以外といいますか、消防車以外のスピーカーを装備している車両による広報活動、テレビ、一般的なラジオですとか新聞であったり、それから、ホームページ、フェイスブックなどによるものという部分が、用意していたといいますか、最適かどうかという部分もございまして、準備をしていた手段でございます。

それで、その準備していた手段がどれだけだったのかという部分でございますけれども、その中におきましては、やはり全道的だった部分もございますので、テレビが停電で見られないという部分もあるのですが、一部回復した区域もございましたので、テレビによる部分は、なかなか小樽は取り上げてもらうことができなかったという部分ですとか、時間の復旧の中でいきますと、ホームページが動かなかったところがございまして、フェイスブックでの発信はできたのですけれども、ホームページは少しあれだったなというところで、なかなかできなかった部分なのかと。

それで、次によい方法といいますか、3 点目ですけれども、消防車両に結構頼ってしまった部分がございまして、それ以外のスピーカーがついている車両をもう少し効率的にといいますか、車両も含めて、運行、運転手も含めまして、そこをもう少し頑張ればといいますか、やっていたら、もう少し皆様に聞こえたかなという部分で反省しているという部分でございます。

○斉藤委員

いろいろ頑張られたということはわかるのですけれども、最適だったか、次善の策だったか、それは別として、実際に実施された広報活動によって、市として市民に知らせなければならないと考えられていた内容が実際にどの程度市民に伝わったというふうに考えているかという部分は、現時点でも結構ですから、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

実際にどれぐらい伝わっていたのかという部分でございますけれども、本会議等でも答弁させていただきましたが、やはり、特に地域密着の部分では、FMおたるにお願いをしていた部分があるのですけれども、聞いていた方はわかったということであったのですが、そこで放送をしていたのかと。それ自体を知らなかったというような御意見ですとか、それこそ広報車両が近づいてきているようだったけれども、何と言っているのかが少し明瞭ではなかったですとか、そういった御意見も多く寄せられておりまして、当日、何なのだというような電話も来ておりました。そういう電話に対しては、広報車はこういう内容で活動をしましたというようなことを都度お話しさせていただきました。そういったことですので、やはり広報が十分であったのかと言われますと、十分ではなかったと言わざるを得ないのかと思ってございまして、ただ、一部には聞こえたよとか、ラジオもよかったよというようなお話も伺っておりますので、全く何もないということではなく、一定といいますか、実際に走った広報車だとか、FMおたるを聞いていただいた方にはかなり有効だったと思うのですけれども、それが皆さんに伝わったかどうかという部分では、まだまだ不十分であったというようなことで、反省をしているところでございます。

○斉藤委員

少ししつこいかもしれないのですけれども、今聞いたのは、市として市民に知らせなければならないと考えた内容がどの程度ということで、それが半分ぐらいなのか、七、八割までは伝わったのか、せいぜい一割、二割だったのか、そういうある程度のめどでお答えいただきたかったのですが、いかがですか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

なかなか、数字の部分でございますが、やはり、その時点、時点といいますか、最終的な部分といいますか、聞こえなかったのだけれども、どうなのだと聞き返していただいた方につきましては、今言ったその電話の対応ですとか、もしくはそのフォローアップができていって、伝えたかった部分については、ほぼ、最終的なところまでは伝わったことであろうかなと思います。ただ、最初に投げかけた時点では、今言ったように、聞こえなかった、何なのだという話がありますので、その最初の取っかかりの時点につきましては、かなり低いラインといいますか、何%とは言えませんが、真ん中よりもこういうような感じの部分のところではなかったかというようなことを感じてございます。

○斉藤委員

質問が先ほどのと少し重なるかもわからないのですけれども、停電によって、テレビ、ラジオとか、あるいは新

聞も 1 日目とかはなかなか厳しかったということで、いわゆるマスコミというような、報道媒体、情報伝達手段が十分機能を果たせなくなった部分があると。さらに、携帯電話とか、いわゆる SNS とかが使えなくなったり、不通にならないまでも不確実なデマ情報が流布されるというような、そういった場合に、今回はそういうことだったのですが、市として市民の安心・安全のために取り得る情報伝達手段というのは何なのかと。

こういうことについては、先ほどの濱本委員の業務継続計画とか、非常時優先業務というようなことにかかわるかもしれないのですが、平常時からいざというときはこうやるという体制をつくっておくべきものではないのかというふうに思うのですけれども、この点についていかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

御指摘のとおり、反省ばかりで恐縮ですが、今回のようなブラックアウト、全停電が続くというのが、なかなか想定していなかった部分もございまして、それに伴いまして、近代的なといいますか、マスコミもそうですし SNS もそうなのですけれども、そういったことに頼らない部分というのが、今までも欠けていた部分だったのではないかと。では、そうなったときにどういった対応ができるのかというのを今後検討していかなければならないのですけれども、おおむね、その具体的なものが見出せた暁には、それは我々の部屋だけでできるわけではなくて、全庁的な協力といいますか、体制の中で進めていかなければならないと思いますので、そういった一定の具体的な部分を、各部なり、現場部局との調整によりまして見出していったら、そして、体制は必要だと思いますので、次のステップとして、その体制づくりを進めていければというふうに考えてございます。

○斉藤委員

現代的ないろいろな情報伝達手段みたいなものが使えなくなったときに、非常に原始的といえれば原始的なのですが、車にスピーカーを積んで走り回るといって、そういったことが、原始的だけれども大事な仕事ということもあり得ると思うのです。私自身も、複数の市民の方から、市の広報車が走ってきたと、先ほども言っていましたけれども何を言っているかわからなかったと。あるいは、聞き取れないうちにすごく早いスピードで行ってしまったのか、あるいは、また全然違う方は、自分のところには、もう全く 1 回も来ていないよと。音も姿も全く見なかったという、そんなことをやっていたのかというような人もいるぐらいで、なかなか厳しい。

今回の市の広報活動の具体的な計画、立案といいますか、それと実行については、どのような指示系統で実施されたのでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

全体的な部分ということで少しお話をさせていただきますけれども、災害時の広報計画という部分につきましては、やはり災害対策本部の総括班であります災害対策室で計画、立案というような形になるということで、計画、立案は我々で行いまして、そして、当然、例えば、デジタル系といいますか、ホームページだとか、そこら辺の部分は広報広聴課の広報班にもなりますし、そして、広報車両につきましては消防本部を中心としたという部分になりますので、災害対策本部で、それぞれの現場部局にそういうような形で広報活動をしてくれというような指示命令をしているという形態でございます。

○斉藤委員

それで、実際の話を聞いていきたいのですが、実際に広報に当たられた車両というのは、今、消防本部という話が出ていましたけれども、どのような車両で、何台が何時間、どういう車が何時間くらい。また、走行距離として何キロメートルくらい回られたのかという部分はわかりますか。

○（消防）消防課長

広報車両の状況につきましては、9 月 6 日は、14 時と 17 時 20 分からの 2 回動いております。

車両にあつては、延べ台数 16 台、時間にあつては、延べ 20 時間 50 分。走行距離は、延べ 304 キロメートルでございます。車両にあつては、出動車両はポンプ車両、またはタンク車両となっております。

9 月 7 日につきましては、13時から 1 回、車両につきましては延べ 9 台になります。時間につきましては、延べ 26 時間 25 分、走行距離につきましては、延べ 271 キロメートルでございました。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

9 月 6 日、7 日の部分につきましては、保健所も 1 台あります。車両はあったのですが、実際に活動できたのは消防車両だけであったということでございます。

○斉藤委員

保健所の車両は、実際にはあったけれども、動けなかったと。それから、その他の車両も動いていないと。消防のみということではよろしいですか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

保健所につきましては、今申したとおりで、水道局なのですが、水道局にも、スピーカーがついている車はたくさんありますが、発災といいますか、9 月 6 日、7 日の部分におきましては、水道施設が停電中であったものですから、そちらの人員という部分で、かなりの手を割いていたというところで、活動というような広報活動ができなかったと。ただし、望洋台中学校で、濁り水対策として給水所を設けておりました。そして、その給水所を設けていた中で、水を運んで行ったタンク車が広報をして、これから給水所を開きますよという広報のスタートと、きょうはこれで終わりましたという終了のアナウンスを、望洋台地区で中学校から小学校の間を 1 時間ほど走って行ったというようなことはございますけれども、そういった部分だけでございます。

○斉藤委員

もう 1 点、消防車両が主ということですが、ほとんどということですが、広報車の巡回する経路図、どの区域をどういうふうに回るという経路図のようなものというのは、消防でなのか、あるいは災害対策室でなのかわかりませんが、そういう、どの区域をどういう経路で回るというようなものが、従来から確立されたものがあるのかどうか。今回は、そういったものに基づいて行われたのかどうか、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

今回の災害広報でございますけれども、災害につきましては、それぞれの種類ですとか、発災の場所ですとか、規模ですとか、そういったものもございまして、従前から災害広報に関して、この場所を回るですとか、何台どうか、そういう細かい部分までの取り決めは、消防も含めてですけれども、そのスピーカーを持っている部局においても、そういう設定はしてございませんでした。

○斉藤委員

平たんな家とか建物が余り張りついていないような広々としたようなところは、割とボリュームをがんがん上げて走ってもいいと思うのです。逆に、家屋と住宅等が密集しているような区域については、ある程度ボリュームを落として、小まめに、近くにしか届かないような状態であって、細かく回らなければならないというような、区域的な違いもあると思うのです。

そういったことを考えると、その広報活動の効率とか効果を高めるためには、事前にこういった区域はこういう回り方をするというようなことがあったほうが、広報活動を行うにしても効果が違うと思うのです。そういった部分について、そういう経路図とか、ルートマニュアルとか、そういったものを考えるというお考えはないでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

やはり、今回の結果といいますか、反響にありますとおり、実際には聞こえづらかったというようなお話がある中で、今、委員がおっしゃられた中で、マニュアルといいますか、もう少し検討していかなければなりませんけれども、そういったものがあって、それをどのように活用できるのかという部分もあるのですが、災害対策室段階では、そういったものもあればいいのかなというふうには感じているところではありますけれども、実際に、広報で

回る車両を持っている部局の考えもあろうかと思いますが、そこら辺については、今回の聞こえなかった部分の反省を踏まえた中の打ち合わせといたしますか、協議はやっていかなければならないと思っていますので、そういった中で、投げかけ、相談をした上で、そういった形のものがきちんとつくれるのかどうなのかというのも含めまして、今後、進めていきたいとは思っています。

○齊藤委員

そんな、本当に図面をつくるというところまでいかなかったとしても、こういう地域はこういう内容で、スピーカーの音量を上げるとか、車両の速度はゆっくりとか、早くとかという、そういう地域特性に応じた走り方をマニュアル化して、実際に動く人に指示するというようなことでもいいかと思うのです。そういったことを、もう一言言わせていただければ、そういったマニュアルをつくり、かつ訓練も練習もするというか、そういったことも大事ではないかというふうに考えます。実際にそういう訓練といたしますか、予行演習のようなことをやられたことがあるのでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

まず、災害を想定した広報ということでいきますと、うちで具体的にお願いしたという部分は少ないかと思うのですが、ただ、町会の避難訓練はよく一緒にやらせていただいています、そのときは、消防団であったり、消防車両もありますけれども、そのときについては、一つの訓練といたしますか、状況ではやっているところではあるのかと。ただ、総体的にといたしますか、全市的な捉まえた中での訓練までは行えていなかったような、そんな感じではございます。

○齊藤委員

地域特性で言わせていただければ、今、消防団という話が出ましたが、確かに全市的に消防車両が回るときには、そういうマニュアルみたいなものがあって、こういう地域はこういうふうにとすることが必要ですが、消防団というのは、それぞれ分団があって、自分の区域はこういう区域だから、回り方はこう回らなければならないというのは、日ごろから消防団の人の広報というのは、よりきめ細かく把握されているのではないかと思いますので、そういうマニュアルのようなものをつくるときに、消防団の知恵をかりるというか、消防団の人が持っているいろいろなノウハウみたいなものも生かしつつも、実際に動くときには、それこそ消防車両プラス消防団のそういうスピーカーを積んでいる車みたいなものも協力してもらって動くということがより効果的なのではないかと。追加で言わせていただければ、そんな感じがしますけれども、いかがですか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

消防団の車両ということでございますけれども、市から、きちんとした赤い色の車で配備されている消防団のスピーカーがついている車というのは、どうやら数が少なく、18分団全てにその赤い車があるわけではないという中で、やはり個々の方がお使いになっているような車両を併用している分団も多いとお伺いしておりますものですから、全体的にそういった御協力をどこまでとれるのかというのは、今後、調べるといたしますか、聴取させていただく中で、どのような状況かというのを押さえていけると思います。

ただ、前段でおっしゃっていましたがノウハウといたしますか、そういう部分につきましては、消防団の方の平時における広報活動とか、市の消防車両においても、平時における防火運動ですとか、そういうことをやっていると思いますので、そういった中で、消防に限らず、ほかの部局でも、平時において広報活動をしている部局があるのであれば、そういったところのノウハウなども聞きながら反映できればよいのかなという感じでは考えてございます。

○齊藤委員

もう一回今回の話に戻しますが、今後のために、私としては、今回市が行った広報活動について、例えば、いつ、どの地域に、どのようなルートで回ったと。回る車両のスピードはどのぐらいだったとか、ボリュームはど

のぐらいで回ったのだとかというようなデータを、記録として今回こういうのもありましたというのを、先ほど消防本部から答弁がありましたけれども、そういったことも、もっとより細かいデータを記録として今回の実態というものを残すべきだと。できる限り漏らさず、データとして残しておく、これがまず大事ではないかと思うのですけれども、そういう把握はされておりますでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

消防車両の細かい部分につきましては、担当で説明ということになるのかなと思いますけれども、水道局の部分ですけれども、そこら辺については、速度ですとかルートについての細かい部分を残していたかということ、そういうような状況にはないということでございます。今言ったように、区域と時間帯ということでございますので、細かいデータが今後得られるかどうかということ、少しなかなか難しいというようなことは、水道局は申しませんでした。

○（消防）消防課長

消防本部としましては、今後につきましても、データを残していくよう検討していきたいというふうに思っております。地域ごとの広報の回数等については、今回把握しておりますが、各地域で行った広報の速度ですとかについては、実際把握しておりませんので、今後については残しておくというふうな考えでおります。

○斉藤委員

今後に備えて、これからもいろいろ、そういった広報活動はあると思うので、いざという時のためには、どう回ったかというのが記録に残っていると、後から参考になると思うので、大変でしょうけれども、できるだけそういうデータとして残すという努力をお願いしたいと思います。

それに対応する、そういうデータを残した上でですが、逆に今度は聞き取れたかどうかという部分を、その地域に住んでいる方、サンプル調査でもいいのですけれども、実際に聞き取り等を行って、実際にその広報活動が地域の中でどのくらい聞き取れたのかと、理解されたのかと、伝わったのかという検証も、できればやるべきではないのかと。そこまでやって初めて、本当に広報活動として完結するのではないかと。ただ回って歩けばいいというものではないので、結果としてどれだけ伝わったかという把握がやはり必要なのではないかとということについては、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

今後の部分ということで考える中でいきますと、やはり調査というところ、今後、こういうような事象が起って、災害広報活動をするという状況が発生した部分におきましては、そういったような、当然全戸調査とかは不可能だと思いますので、サンプル、例えば町会長でしょうか、誰かとは今言えませんが、その規模にもよりますけれども、そういったものも検討できないこともないと思います。

やはり、広報車による広報活動は非常に大切だと思っていますけれども、ただ、一つの部分に頼らないといいですか、我々の目指しているのは、多様な伝達手段の確立があって、できない部分をほかで補完していくというような考えもございますので、全てを広報車に頼ったというような観点での調査には多分ならないと思いますけれども、そこら辺についても、今後につきましては、どういったことが考えられるのかというのは勉強していきたいと思っています。

○斉藤委員

確かに、どこまでできるかというのは、いろいろ限界があると思うのです、その調査の中身というか。ただ、姿勢として、検証をしなければならないのだという姿勢というか意識はぜひ持っていただきたいというふうに思います。そういう検証を経て、ある意味、そのPDCAというか、1回の広報を行ったときに、それを実際にチェックして、次のより効果的な広報活動につなげていくという、そういう回転をやっていっていただきたいというふうに思います。

◎新市民プール・総合体育館等の整備検討について

新・市民プールの件なのですが、今回報告がありました新市民プール・総合体育館等の整備検討についてということで、今回、この結論としては、建設場所については花園グラウンドは見送ると。複合施設という部分については、公共施設の個別施設計画との整合性を図るということで、具体的に言えば、総合体育館との複合化という、その部分は残すというか、生かして、建設場所は花園グラウンドと言っていたのは見送るという、そういう受けとめでよろしいのですよね。

○（総務）企画政策室池田主幹

ただいまの委員御指摘のとおり、今回、報告の中で見送るとお示しさせていただきましたのは、建設場所としての花園グラウンドということでございます。複合施設にするという考え方、これは公共施設等総合管理計画で示されておりますし、あるいは体育館を複合相手とすること、これにつきましては老朽化が避難場所にもかかわらず進んでいることですか、プールとの複合メリットがある、こういったものから選択したものでございます。これにつきましては、引き続き、報告でもいたしましたけれども、公共施設の個別施設計画との整合性を図りながら、体育館との複合を含めて検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○斉藤委員

それから建設場所については、従来から旧緑小学校跡地というのは少し手狭だと言われてきたのですが、複合施設となれば、なおさら手狭なのではないかという心配があるのです。これについては何か解決策というか、今回、新たに旧緑小学校跡地というのが具体例として出てきたというからには、何か解決策は考えられているのでしょうか。

○（総務）企画政策室池田主幹

具体的な検討につきましては今後のことになりますけれども、今の御指摘のとおり、旧緑小学校跡地につきましては、スペース的に手狭といいますか、制約がございます。ですから、こうした限られた敷地を有効に活用する方策を検討していかなければいけないということで今考えてございまして、こういった場合には、一般的な考え方として、例えば施設を平屋で考えていたものを、例えば2階、3階の重層型にするですとか、規模自体をコンパクトにする、そういった方向を模索するですとか、そういったような対応策を今後検討する必要があるかというふうに感じております。

○斉藤委員

これまでの検討の中で候補地とされながら、旧緑小学校跡地では、はっきり決まらなかったという理由としては、手狭だということ以外にどんなことがあったのか。そのことは総合体育館との複合ということで、解消できる見込みが立っているのかということなのですから、手狭以外の何か少し欠点というか、問題点はどんなことがあったのかということなのですが。

○（総務）企画政策室池田主幹

手狭ということ以外にというお尋ねでございすけれども、そもそも花園グラウンドを選択した理由といたしましては、当初私どもは、プールと体育館の複合ということで、規模等が未定の中で現状の総合体育館と高島小学校温水プールの規模をまずは想定して、それが当てはまる十分な余裕のあるスペースということで花園グラウンドを選択させていただいた経緯がございます。これ以外で旧緑小学校跡地を選択しなかった理由といたしましては、土地の形状が細長い形状をしておりまして、花園グラウンドと敷地の間に段差があるということで、土地の形状として使い勝手が余りよくないことですか、あるいは、それとは別に旧緑小学校跡地につきましては小樽公園駐車場にするという計画になってございまして、仮に、ここに建設した場合には駐車場の代替地が必要となる。こういった議論経過もあって、最終的には花園グラウンドを選択したという経過がございます。

○齊藤委員

それで、そういったことが複合化で解消できるのかということはどうなのでしょう。

○（総務）企画政策室池田主幹

複合化ということでは、今の想定しております体育館との複合ということになりますと、先ほど来お話しさせていただいていますとおり、大きな施設同士の複合ということになりますので、それ自体、技術的な検証ですとかもしなければいけないと考えております。したがって、今ここで複合化に伴って、そのデメリットといいますか、課題が解決されるかどうかという視点というよりも、その限られたスペース、敷地の中にそういった複合施設がうまくはまるのかどうか、使い勝手として支障が生じないかですとか、そういったような検証をこれからさせていただきたいということで考えております。

○齊藤委員

素人考えですけども、先ほどちらっと話が出ていましたが、用地が狭かったとしても、例えば2階建てにするとか、駐車場は屋上駐車場にするとか、いろいろな設計上の工夫で対応できるという可能性もないとは言えないというか、それ以上狭かったら困るというのはありますけれども、本当に素人考えで考えても、何とかなるのかなという可能性はありそうな気がするのですが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室池田主幹

先ほどの答弁と重複いたしますけれども、限られたスペースにそういった複合施設を建設すると、これを想定した場合には、委員が御指摘のように、例えば重層型にする、建物を2階建てとか以上にするですとか、規模自体をコンパクトにする、こういったやり方、設計ですとか施設形態の工夫といいたいでしょうか、こういったことを考える余地は当然あるのだらうなど。ただ、これにつきましては技術的な問題ですとか、あるいは現在、財政部で進めております公共施設の個別施設計画、そういったものの兼ね合いも出てくると考えておりますので、庁内の関係部局と協議しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○齊藤委員

早期に建設するという、ずっと待っているわけですから、大事なことです。それと同時に建設後のランニングコストの問題、それから採算性といいますか、もうけるわけではないのですけれども、余りに赤字というか財政負担が過大にならないように、いわゆる採算性です。それから商業施設との併設。体育館というのがありますが、さらに商業施設を併設する、あるいは公設民営にして収益を確保するとか、そういったいろいろなソフトの柔軟性というか、ソフト面での考え方、手法をとって、運営方法等にも大胆に柔軟性を持って取り組むべきだという、そういったことも今後考えていかなければならない大きな課題ではないのかというふうに思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室池田主幹

プールにつきましては、建設費の負担も当然なのですけれども、それ以上に特に北海道で温水プールという場合には、燃料費などを中心に将来にわたってランニングコストが非常にかかってくるということで、我々としても想定してございます。ですから、検討の段階から、委員が御指摘のとおり、運営ですとか採算面で負担を減らしていくような、そういったような工夫を考えていくことは、一つ重要な視点であると考えているところでございます。

したがって、今後、少し施設規模等が定まらない中で具体的な検討はこれからでございまして、コスト負担をできるだけ抑制したりですとか、あるいは民間活力を活用するような、こういったことも含めまして、運営ですとか採算面での負担を減らしていく工夫、こういったものを検討しながら進めてまいりたいと考えてございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

○酒井（隆裕）委員

◎新・市民プールについて

まず、プールについてお伺いしたいと思います。

プールについて、予算特別委員会でも質問いたしました。高島小学校温水プールは老朽化が進んでいる、そういったところから早くつくらなければならないということだというふうに思います。ただ、そうは言っても、前市長はプールをつくるつくると言いながら、結局は、本気でつくる気はなかったのだなというのは、改めて感じるところであります。ただ、市長がかわったからには、本当に市民にとって必要な施設となるべく、そうしたプールをつくっていかなければならないというふうに思っております。

まず、お伺いしたいのが、今回このプールについて、花園グラウンドでの建設を見送ることにしたということでもありますけれども、説明を聞いていると、全くそのとおりなのです。やはり利用者団体の皆さんからそうした声があって、結局、代替施設を設けられないという形になれば、やはり難しくなってくるというのは、当然のことだというふうに思うのです。そういった点から、やはり、これまでの進め方という、例えばこの花園グラウンドに持ってくるというのをいきなり決めてくるやり方とか、それから今回の花園グラウンドを見送ることをいきなり持ってくるというやり方は、私はとても乱暴なやり方だなというふうに思うのですけれども、その点ではいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室池田主幹

今回、建設場所につきまして、花園グラウンドを見送るとさせていただいた、昨年の第 4 回定例会で、花園グラウンドを建設場所と想定してということで、市としてお示しして、今回見送るという形になったわけなのですけれども、この考え方といたしましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、花園グラウンドであれば、プールと体育館、現状規模で複合施設がおさまるだろうといったようなことで、よりよい選択肢といいますか、可能性としてあらゆる選択肢ということでお示しさせていただいたところでございます。

ただ、これはさきの第 2 回定例会でもお話しさせていただきましたけれども、あくまで最終的な決定ということではなくて、利用団体の皆様の中から御意見を頂戴いたしながら具体的に詰めていくということ、これは当初から想定して進めてきたことですので、今回の利用団体の皆様の御意見なども踏まえて、実現が困難だといったようなことが判明した場合には、その時点で方向性を見直すといったようなことで、ある程度は想定していた部分でございます。

プールの建設につきましては、今はない施設をとということもありますけれども、大きな行政課題でございますので、委員が御指摘のとおり、市民の皆さんなどから丁寧に御意見をお聞きしながら今後進めていく必要があるだろうということで考えておりますので、市民の御意見ですとか幅広い視点を反映させながら、今後も慎重に検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

前回、お話を聞いているときには、団体の皆さんからお話を聞いているという段階だったのです。そうであれば、そうした考え方があるので、今回、改めて議員の皆さんに示して、当然、見送ることになるというのは、そのとおりだというふうに思うのですけれども、そうなったというのが、やはり進め方としてあるべき姿なのではないかと私はやはり思っています。

ただ、そうは言っても、この新・市民プールをつくっていくという、どういうものをつくっていくかという話になってくると思います。先ほど、斉藤委員のお話から、旧緑小学校跡地は手狭であるというような話がありましたけれども、私はそうは思わないのです。私は全部一体となって小樽公園、花園グラウンド、それから、つくられる

体育館などを一体となって考えていく場合、駐車場も確保していくといった問題になったときには、私はそんな手狭ではないのではないかと思います。というのは、以前の総務常任委員会でも各種施設について視察を行って、その結果なども示されています。その中の面積などを比較しますと、それほど無理な話ではないなと実際思っているのです。それで最初にお話ししておきたいのは、私は過大な施設はつくってくれるなというふうにお話ししました。そのときに例として出したのが、墨田区総合体育館であったというふうに思います。そのときに、ゴルフ練習場があったりとか、そういった身の丈に合わない施設というものは参考にならないのだというふうにお話ししました。

改めて、今考えてみますと、今の公共施設等の個別施設計画、こうしたものについても検討されるということでありますけれども、こうした施設も一体として行うということになれば、市民の皆さんにとっても、とても利便性のある、とても夢のある施設ではないかなというふうに思うのです。例えば市民文化系施設、幾つかの施設については経過年数が43年、50年とかなり経過しております。こうした施設をどうしていくかということについても、やはり大きな課題になってくると思うのです。

そこでお伺いしたいのは、市長は、子育て支援センター、これは説明の中で出されておりましたが、こうしたものと一体にそうしたプールや体育館などをつくるということは、私は検討課題としてあってもいいのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○（財政）徳満主幹

個別施設計画、全般に取り組む再編計画ですけれども、先ほども御説明したように、もろもろ挙がっている対象施設を、機能、利用状況、劣化度だとか、いろいろなことを詳細に分析して、どういった形で今後組み立てられるのかと、そういった中の一つ大きなものとして、体育館とその他の複合施設ということでの考え方もあるだろうと。

これは予算特別委員会の初日にもお話ししましたが、公共施設等総合管理計画のときはプールというものはなかったんで対象にはしていませんけれども、そういう行政課題の中で一緒に考えていくということで、我々は思っておりますので、プールも含めた形のどういった再編ができるのか。酒井隆裕委員もおっしゃるように、福祉系の施設の機能も取り込むような、なるべくいろいろな機能が合わさった、我々としては老若男女というのですか、朝から夜までにぎわう施設を目指したいという部分で複合化していろいろなことが、合理的な部分も含めて、にぎわいある施設を目指したいというふうに考えていますので、そういったことを勘案して、先ほども言いましたように、これから第2回定例会で示せるように検討を重ねてまいりたいと思っています。

○酒井（隆裕）委員

ぜひ、市民にとって利便性のある、夢のある施設を考えてほしいと思うのです。これからの課題になるというふうに思います。いろいろな財政的な面もありますし、そうした市民文化系施設にある、例えば調理室などがあった場合に、体育館を利用されている団体が調理室を利用できたりとか、今ある和室、茶室などの部分も利用できたりとか、本当に先ほど老若男女というお話がありましたけれども、もう本当に世代間を超えて、それから男女なども超えて利用できる、そういった施設というのを目指していただければと思います。

金額の桁は全く違いますから、参考にはなかなかできない話だと思いますけれども、私が少しいメージしたいなと思うのは、この三鷹中央防災公園・元気創造プラザなのです。本当に桁がかなり違うので、これだけの施設なので小樽市には不可能ではないかというふうには思うのですけれども、1点聞いていただきたいと思うのは、ここではスポーツセンターを含む防災公園の整備、それから元気創造プラザというのがあります。その元気創造プラザの中では、子供発達支援センターや総合保健センター、福祉センター、生涯学習センター、総合防災センターというのがありまして、そこで、どのような国庫補助金を使っているかという、防災施設整備でやっているのです。前にお金の面で有利な補助金とか、そうしたものがないのだろうかといったときに、本当に限られています。学校施設環境改善交付金ですとか、社会資本整備総合交付金ですとか、過疎対策事業債でありますとか、なかなか本当に

絞られてくるのです。ですから、いろいろな可能性を広げた上で、そうした施設ができないかということを検討すべきだと思うのです。可能性としては、こうしたものについても、検討のときに余地はあるというふうにお伺いしようかと。

○（財政）徳満主幹

景気がいい話は余りできないかと思うので、私から言えば、今ある機能をどういうふうに再編して、先ほど申しのように、将来の市民に過度な負担を残さないという、どういった整備ができるのかということが一番の宿題でございますので、そこが一番大事かとは思っております。お金に関しても、今国から示されている、この公共施設に関して言えば、適正管理に係る地方財政措置ということで、平成32年度までしか示されていませんけれども、我々とすれば、もう少し延ばしてほしいというような部分での要望もしております。

そういうことに期待もしつつ、そもそも公共施設等総合管理計画というのは、将来に対する財政的な宿題と申しますか、そこをどうするのかというような部分が大きなテーマでございますので、そういったドライに厳しい面と、やはり一方では市民の利用という部分のこともありますので、つくったはいいけれども、市民からそっぽを向けられるような施設ではどうにもならないわけで、そういった部分も勘案しながら、市民が使いやすい、それから今後のテーマである子育てしやすいみたいな、そんなこともテーマにしつつ、とりあえず、たたき台はたくさん考えていきながら庁内で議論し、それも議会にお示しできればなというふうに考えています。

○酒井（隆裕）委員

ぜひ、御検討いただきたいというふうに思います。本当にプールだけをつくる、体育館だけをつくる、プールと体育館だけをつくるという形だったら、なかなか採算性の面とかもありますし、市民が利用するという面で、本当にそれでいいのかという問題もありますし、なかなか課題が出てくると思うのです。ただ、そうは言っても、全体として市民みんなが使える施設にしていって、その中にプールがある、体育館があるという形になると、本当に最初に申し上げたとおり、世代間のそうしたものも含めた利用しやすい施設になるというふうに思います。

この件で最後にお伺いしたいのは、こうしたプランを考えるに当たって、検討委員会を設置するというお考えはないのかどうかということをお伺いしたいのです。というのは、各地でこうした施設をつくるという形になって、考え方がある程度出されたという形になりますと、関係団体ですとか市民公募などによる検討委員会などを設置している例も多数あるというふうに聞いております。もし先ほど最初に申し上げたような複合的な施設になってくるとい形になると、さまざまな団体などのお話なども含めながら、どうやったものが身の丈に合った施設としてつくれるかということも考えていかなければいけない。それは役所の中だけではできないし、議会の中だけでもできないと思うのです。ですから、そうした検討委員会なども、今後において、ある程度のお考え方は、もちろん第2回定例会の後になると思いますけれども、そうしたものをやれる可能性はあるかどうかということについて、お伺いしたいと思います。

○（財政）徳満主幹

今の考えとすれば、お示ししたように複数の再編素案を持って地域に入って、それで市民の声を意見交換で酌むという、そのようなことで検討委員会という形ではなくて、そういったことで市民の意見を酌んでいきたい、吸い上げたい、我々の考えも示していきたい、理解を深めたいというようなことで考えております。ただ、施設によっては、少し今の話とずれるかもしれませんが、例えば庁舎とか大きいことも課題です。そういう大きい投資が伴うようなものに関しては、やはりほかの自治体を見れば、民間だとか、団体からいろいろと募って、庁舎の検討委員会というのですか、そのようなものつくってやられているような事例があるのも知っていますので、それは少し取り組もうとする大きさと意見のくぐり方というのですか、酌み上げ方をどうするかというのは検討するテーマだとは思っていますけれども、今のところは、体育館なりプールを中心とした複合施設に関しては、そういう地域に入った再編素案の全体の中での意見の区切り方なのかと。それの中で、また何か必要であれば、また個別に利

用者だとか、そういったところも行かなければならないこともあるかとは思いますが、今のところはそういう考え方でいます。

○酒井（隆裕）委員

まだ雲をつかむような話です。ただ、市民に対して夢を語っていくというのは、すごくいいことだと思うのです。ぜひ、しっかりと検討していただければと思います。

◎議案第20号小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案について

次に、小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案についてであります。

本条例案では、市長公約で以前から15%削減している給料月額をさらに10%削減するというものでありますけれども、1年間を通して15%削減時の金額、そして25%削減時の金額についてお示しをしていただければと思います。

○（総務）職員課長

1年間を通してという御質問でございますので、平成31年度での試算で申しますと、現行の15%削減での年額は1,413万7,505円で、改正後の25%削減での年額は1,247万4,269円となりますので、年間の差額は166万3,236円となります。

○酒井（隆裕）委員

差額というよりも、私が聞きたかったのは、降下額といいますか、15%から25%だと約166万円というのはわかるのです。15%のときに、本来もらっている金額であれば幾らになったのか。25%のときには約166万円だったということで、15%のときの数字も示していただけますか。

○（総務）職員課長

先ほどの答弁の中でも、現行の15%削減での年額は1,413万7,505円でありまして、改正後の25%の削減でいくと、1,247万4,269円となるということで、その差額として166万3,236円と申し上げたところであります。

○酒井（隆裕）委員

そういうことではないのです。そもそも100%もらっているときの金額から15%に減らした場合、どれだけの差があったのか。25%に下がったときにはどれだけの金額になったのか。私は15%から25%に変わったときの金額を聞いているわけではないのです、それは大丈夫ですよ。

○（総務）職員課長

大変失礼いたしました。15%の削減でいきますと、本則での額を試算しておりませんでしたけれども、基本15%削減なので、本則でもらえる額から15%削減という形にはなるのですが、ざっくりいきますと、今、本則が98万3,000円でございますので……

（「いいです、いいです。大変そうなのでいいです」と呼ぶ者あり）

すぐに試算ができなくて、大変申しわけございません。

○酒井（隆裕）委員

まず、この削減自体、反対するものではありません。ただし、少し気になるなという点があるので、若干質問したいというふうに思うのですが、市長は記者会見の中で、財源を子供の文化、芸能、スポーツ活動に提供する。小樽からまつ公園でクロスカントリースキー、子供たちのスキー靴ですとかスキーとかが古くなっておりますので、そういったところを改善できるのであれば改善していくなど、一つ例示としては、そういう事例を教育委員会には提示してありますと述べております。

ここで伺いたいのは、減額分の利用方法を指定することというのはできないですよ。

○（総務）総務課長

減額分の利用方法を指定することの是非につきましては、正直なところ、特に疑義を感じてはいなかったところですが、しかしながら、委員におかれましては、その裏づけを持った上での御指摘、御質問だと思いますので、私ど

もといたしましても、今後、同様の事例について、先例をひもとくとか、あるいは必要に応じて国や道に見解を求めるなどして、明らかにするべきかというふうに考えます。ただ、今回市長が記者会見で申し上げたのは、お話のとおり、一つの例示としてという前置きをした上で、このような使い方はどうかという選択肢を示したといえますか、断定的にこうせよという言い方はしていなかったのかというふうに思いますので、そういう意味では、特に問題はなかったのかというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

それでは、選挙管理委員会にお伺いしたいのですが、今回のケースでは寄附行為にはならないという解釈でよろしいですか。

○選挙管理委員会事務局次長

今回のケースは寄附行為に当たるのではないかとということでございますが、条例改正等によらず、市長がみずから給与の一部を市に返還するといったような行為につきましても、公職選挙法上禁止されている寄附行為に当たるおそれがあるのですが、今回のように条例を改正し、市長の給与を減額するという自体につきましても、公職選挙法上、禁止されている寄附行為には当たらないというふうに解されております。

○酒井（隆裕）委員

当たらないんですね。ただ、そういった疑義を生じるようにしないようにしなければならないというふうに思います。私は、子供の文化や芸能、スポーツ活動というものについて使われるということは、すごく大事なことでと思います。ただ、給与削減分を殊さら充てるというふうに言うのは、私はおかしいのではないかと。しっかりと予算計上していただいて、やっていただくというふうにさせていただきたいと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

からまつ公園における歩くスキーの貸し出し用具につきましても、大変古くなってきておりまして、生涯スポーツ課としても、大変厳しい状況であるとの認識はしております。市長からは、この用具の更新について検討できないかとお話が教育委員会に対してありましたので、今後、更新に係る経費について、必要額を市長部局に予算要求してまいりたいというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

適切に計上をしていただければというふうに思います。なぜこのようなお話をしたかという、以前に私は、滝川市の市議会議員をしていた時代がありました。そのときに生活保護の不正受給の問題があって、そのときに市長の給与を減額する、それから職員給与を減額して、それに充てるというふうに言ったときに、総務省に確認したのです。そのときに、直ちにそれをもって寄附行為に疑われるということはないけれども、はっきりとそういうふうに申し上げるのは余りよくないというような見解があったのです。

それから、ほかの例でもありますけれども、選挙間際になって、いきなり退職金を返上いたしますと言い出して、議会で議決してしまった。議決してしまったら、もう違法ではないのです、寄附行為ではないのです。ただ、寄附行為ではないけれども、非常に疑わしい、倫理的には問題があるというふうなことだというふうに思います。

今回、削減すること自体は悪いとは思わないのです。ただ、もう一つ懸念するケースがあります。この給料25%カットということが、どこまで続くのだろうかという話なのです。例えば、この市長の報酬について、どうあるべきかということは、やはりしっかりと考えていかなければならない、もらうべきものはしっかりともらわなければならないと私は思います。なぜかといいますと、報酬をどんどん減らしてしまっていてやっていくという形になってしまったら、言ってみれば報酬をもらわなくても生活の心配をする必要がない方ですとか、家族の扶養の必要が余りない方ですとか、社会の第一線を退いた人、こういった方、しっかりとした収入があったり、ものがある方しか市長をすることができなくなってしまうというおそれがあるのです。すぐれた人材に、やはり、これからも市長

を目指していただくということになっていただきたいと思います。年間166万円にはかえられない、小樽市長に優秀な人材を確保するため、適切な報酬は幾らなのかという議論を、やはりしていく必要があると思います。

その場所というのは一体どこかという、やはり小樽市特別職報酬等審議会だというふうに思うのです。今回の件に限らず、市長などの報酬を考えるときには、特別職報酬等審議会を開いていただいて、その中でいろいろな知見をお持ちの方にお話をさせていただく形というのが、やはりあるべき姿ではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（総務）職員課長

市長の職責に応じた労働の対価としましては、報酬等審議会を経て、条例の本則で定められております、月額98万3,000円であります。先ほどは失礼いたしました。年間で、これは1,663万2,360円という形になりまして、15%の削減と比較しますと、249万4,855円の削減額、そして新たな25%削減だと415万8,091円という形になるのですけれども、この独自削減につきましては、平成9年度以降、減額率の違いはあるものの、報酬等審議会に諮問しないで、これまで独自削減を行ってきております。

独自削減や適正な給料月額をどうすべきかというような観点ではなくて、厳しい財政状況に応じた対応ですとか、また今回のように、子供の文化、芸術、スポーツ活動に資するという、そういった目的ということで観点が異なりますので、報酬等審議会の諮問は、独自削減については必要ないというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

独自削減については開かないということでありまして、今後において、適切な報酬とは一体どのようなものかということ、やはり設置した上で考えていくというのは必要だというふうに思うのです。その上で上げるべきだとか、もしくはさらに下げるべきだという話がもししたら出るかもしれないけれども、そういった市民やそういった知見をお持ちの方のお話を今後とも聞く考えはないというお考えですか。

私は、やはりそうした議員に丸投げではなくて、そういったところに知見なども聞く必要があるのではないかと思います。今回は別として、今後においても可能性はゼロなのか。

○（総務）職員課長

基本的には、本則の額について審議していただくという報酬等審議会ではありますが、例えば期末手当の率について、これは諮問事項という、明確にはなっていないのですけれども、過去の審議会の議論の中では、意見を聞いたほうがいいのかという、そういったものがあります。今後そういった面で、審議会は今は通常設置にはなっていないので、開くためには随時設置する必要があるのですけれども、先ほど申した本則の額が平成10年1月1日から適用になっている額でございますので、今もう20年たっており、そういった面で報酬等審議会に意見を聞くとか、そういったものは今後検討してまいりたいと思います。

○酒井（隆裕）委員

ぜひ、今後においても検討していただきたいと思います。

◎国立小樽海上技術学校について

国立小樽海上技術学校について伺いをいたします。代表質問でも、海上技術学校について、市立の学校と国立の学校、これの複合化の事例というのはあるのかというふうに質問がありました。そこでは把握していないという答弁だったというふうに思います。それでは、複合化の事例は一体どんなものがあるのかお示ししていただけたらでしょうか。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

今御質問のありました、市立小・中学校の複合化の事例というものでございますが、本市においては、稲穂小学校と生涯学習プラザのレピオが複合化している事例がございます。本市以外ということにつきましては、文部科学省で複合化の事例をまとめている報告書がございまして、この中では学校と幼稚園、児童館、保育所、図書館との

複合や老人福祉施設との複合、特別支援学校との複合など、多様な施設との複合の事例がございます。

○酒井（隆裕）委員

そうなのです、多様な施設との複合化はあるのです。ただ、市と国というのはないのです、ゼロなのです。本当に複合化というのは、市と国との複合化は可能だというふうに、今もお考えですか。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

市と国の複合化ということでございます。確かに委員がおっしゃられるとおり、学校施設においては、国と地方公共団体の複合化というものはございません。ただ、学校以外のものであれば、国や地方公共団体の施設が複合化しているという事例もございます。

今回、私どもは、海上技術学校と統合中学校の複合化ということで考えておりまして、こちらはいずれも子供たちに教育活動を行う機関でありますし、その性質からすれば、複合化は可能ではないかということで考えております。

○酒井（隆裕）委員

可能ではないかというお話でありますけれども、可能ではないのです。可能ではないからこそ、問題だというふうに言っているのです。これまでの報告にありました、海上技術学校の存続に向けた取り組みの近況についてというお話でありますけれども、海技教育機構側の回答、9月12日付の理事長名で出ているものでは、機構の財政状況から、負担を含め、提供条件の精査を行わなければ結論は出せないとはっきり言っているのです。ですから、こちらからどのような形でものをつくっていくかということがない限りは、本当はできない話なのです。何でこんな話をしているかと言いますと、そもそも地方公共団体は、国に対して寄附金を原則出してはいけない、そういった規定がありますよね。それについて説明していただけますか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

委員がおっしゃられたとおり、国等への寄附金等の支出につきましては、そういう制限がございますけれども、平成23年度の法改正によりまして、地方公共団体の自主的な判断に委ねられることとなりましたが、国等においては、引き続き、割当的寄附金やそれと誤解を受けるような行為は行わないこととされております。

今回の海上技術学校の件につきましては、まず、昨年7月に海技教育機構としては廃止する方向であると伝えてきたものでありまして、市として廃止から存続への方針転換を引き出すために協議してきたところです。あくまでも機構側が廃止するということに対しまして、本市が小樽校を存続させてほしいという中で本市の方策を示してきたものはありますので、国への割当的寄附や、その誤解を受けるような行為をしてきているとは捉えていないところでございます。

○酒井（隆裕）委員

そのとおりなのです。昭和23年1月30日閣議決定、官公庁に対する寄附金等の抑制について。ここで述べられているのは、「財政の窮迫化に伴い、最近諸官庁（学校を含む。）においてその経費の一部を諸種の寄附に求める傾向が著しいが、寄附者の自由意思によると言われる場合においても、その性質上半強制となる場合が多く、或いは国民に過重の負担を課することとなり、或いは行政措置の公正に疑惑を生ぜしめる恐れなしとしない。よつて、極力かかる傾向を是正するため、次の方針によるものとする」ということで、だめだよと言っているのです。

それで、先ほど言った改正後の規定によつては、国等への寄附金の支出にあつては原則禁止か自主的な判断と言いつても、平成23年11月29日の閣議決定においては何と言っているかということ、官公庁に対する寄附金等の抑制についての閣議決定を、「引き続き遵守するとともに」というふうに言っているのです。まずいのです。これは国会の中で追及されてやったときに、小樽市は自主的なのです、自主的に寄附をしているのですと胸を張って言えますか、大丈夫ですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

先ほど申し上げましたとおり、今回の海上技術学校の存続に向けた取り組みの経過から見まして、問題ないと考えております。

○酒井（隆裕）委員

問題あるのです、本当に。国が整備すべきものを地方自治体が肩がわりするなというふうなことがもともとの趣旨なのです。これに結局反している話になってくるのです。私は大問題になってくると思います。やはり国が本来、そもそもの話では、国がしっかりやっていかなければならない。それに対して小樽市として、何の手伝いができるか、存続に向けてどういったお手伝いができるかというのがスタート地点になるはずなのです。国と市の話にしてしまったら、やはりまずい話なのです。非常にこれはまずい話だと思います。

ただ、そうは言っても、海上技術学校は小樽市の宝でありますから、残さなければなりません。どういった形でやっていくかという話になってくるのですけれども、やはり結局ネックになってくるのは、例えば国と道の話で、小樽商業高校の部分を海上技術学校にしてみようという形になれば、すっきりする話なのです。それが、市が入ってくるという話になったから、もうなかなかごちゃごちゃになってくるという、それはもう御承知のとおりだと思うのです。

ただ、そうは言っても、これまでの話によりますと、機構も短大化が前提であると言いながらも、どのような規模になるか、施設規模が示されていない、だからこそできない。中学校としてはどうかというと、中学校としては十分施設ができるというふうに言っているのです。私は、それはかなりむちゃくちゃな話だなと思っています。例えば、従前から申し上げていますが、短期大学校という形であっても、短期大学設置基準、これを満たさない学校などないのです。適当な学校はつくれません。それは国から怒られるからです。変な学校をつくるなというふうに、補助金を出している以上は、やはりできないのです。だからこそ、準じる学校になっています。中学校施設整備指針についても、それを守らない学校というのはないのです。

今回、改めて聞きたいのですけれども、こうした短期大学設置基準に準ずるという形で、しっかりとした短期大学校がつくられる、そして中学校施設整備指針として、しっかりとした中学校がつくられるという形になった場合に、本当にあの施設でできるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

これまでも答弁させていただいているとおり、商業高校につきましては、産業振興棟があるなど、施設規模が大きいということでございます。校舎の面積につきましても、8,400平方メートル程度あるという状況でございます。中学校の設置基準でいいますと、今340名程度の生徒数ということで考えれば、設置基準でいえば2,400平方メートル校舎があればいいという形になりますが、これはあくまでも最低の基準ということになります。

それで、現在あります西陵中学校と比較いたしましても、西陵中学校は4,100平方メートルで中学校として成り立っているという状況でございますので、この8,400平方メートルのうち4,100平方メートル程度あれば、中学校としては成り立つのかということで考えております。

○酒井（隆裕）委員

この件で最後に、まず教育委員会でどのように議論されているのかというお話。それから、こうした問題ということになると、私は、もう市だけで考えるという話にもならないですし、教育委員会だけで話すという話にもならないと思うのです。だからこそ、こういったときこそ小樽市総合教育会議を直ちに招集して、どうあるべきかということを市長は議長なわけですから、そういったことを行うべきだと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室佐々木主幹

御質問のありました、教育委員会への報告説明などはどうなっているかと、議論はどうなっているかということ

につきましては、私どもは、6 月の教育委員会定例会、9 月の定例会で、終了後に、今、市がお示しした方策についてと、それに対する海技教育機構からの回答についてということで、こちらの内容を説明しております。

ただ、具体的な内容が海技機構から示されておりませんので、協議というような形にはなっていない状況でございます。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

御質問にありました総合教育会議で議論すべきではないかという御質問でございますが、こちらにつきましては、具体的な内容が示されてから、教育委員会と協議をしてみたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

◎北海道新幹線について

北海道新幹線について 1 点だけお伺いしたいと思うのです。

想定される利用人数について、700 名から 1,600 名という話がありました。非常にやはりその点で言えば、少ないなというふうに思うのです。本来であれば、新幹線についても、やはり利用者がたくさんいて、夢があるようなそうしたものをつくっていかねばならないと思うのです。ただ、そうは言っても、実際の想定人数の中でいけば、1,000 名程度なのかなと。

日本共産党としても、以前に登米市を視察しました。その近くの駅というのがくりこま高原駅です。そこで利用者数はどれだけかと、そのときにやりましたけれども、1,000 名程度なのです。周りは沼と田んぼだけです。駅のところには何があるかという、レンタカーのスペースが一つあるだけ、タクシーが 1 台とまっているだけでした。過大なまちづくりというのは、確かにできない話だと思います。

ただ、そうは言っても、どのような形になっていくかということについて、ある程度の考え方というのは、やはり示される必要があるのではないかなと。そうでなければ、私は北海道新幹線は急ぐべきではない、見直すべきだと思います。市長は、むしろ早期開通をするのだというふうな話をしましたけれども、改めて見直す考えはないのか、最後にお伺いして終わります。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

新駅周辺の部分ということでお話がございましたけれども、今これから進めていこうとしている官民連携組織の中で、魅力あるまちづくりをどのように考えていくかということが重要なテーマだと思っております。そういった部分を含めまして、新幹線工事が進んでいく上でいろいろな課題がございますけれども、そういった部分を一つ一つきちんと鉄道・運輸機構と協力して解決しながら、今回の新幹線の計画全体がスムーズに進むように取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 13 分

再開 午後 4 時 28 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎災害時の情報伝達について

まず、1 点目は、災害時の情報伝達を先にさせていただきます。

災害時の庁内各関係機関、市民への情報伝達がいかに重要であるかということが、このたびの地震の、そして停電の件で再確認をすることになりました。市長も、そこに最大の課題があったということを認識されています。

そこで、まず 1 点目にお聞きしたいのは、FMおたるについて伺います。市民への情報伝達の役目が、これまでのいろいろな話の中でわかってきたのは、結果として、市民に情報伝達を果たす役目は、FMおたるが果たしていたのだということだと思います。

10月3日の北海道新聞によると、改めて日常放送でのスタッフの皆さんと市民とのつながりが、災害時には極めて大きな役割を果たしたということがわかりました。FMおたるとは災害協定を結んでいますが、その協定を結ぶときに、どのような内容が話し合われたのか少しお示してください。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

FMおたるとの協定時のお話でございますが、これにつきましては、災害発生時や災害のおそれがある場合でございますけれども、FMおたる放送局が必要であるというふうに認めるときに、通常の放送に優先しまして、災害情報等を提供する臨時の放送を行っていただくという内容になってございます。

○佐々木委員

その最大限のところを果たしていただいたのだと思うのですが、今回その記事によりますと、放送を続けるための非常用電源である発電機のガソリン確保が綱渡りだったと、近隣の御家庭から20リットルのタンクをいただいてやったというふうなことも報道されておりました。市として、そういう経過というものは把握していたのか。また、例えばその放送を続けるために、どういう対応をされていくのかというあたりについて、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

綱渡り状態というようなことが記事になっていましたけれども、これにつきましては、FMおたるからの御連絡といえますか、こちらにいらしていただいた中で把握はしておりました。ただ、記事にあるように当面の部分の対策を終えた後というようなことのお話でしたので、直接的に我々で支援することは、結果的にはなかったのですが、その時点でもお伝えしているのですけれども、優先給油の対象として取り扱わせていただきたいということで申し伝えておまして、今後につきましても、そのような形で取り扱っていきなというふうに考えてございます。

○佐々木委員

そうですね、優先してさまざまな措置をしていくという必要がある機関だということがよくわかったと思います。今回、塩谷、忍路、蘭島、銭函地区は、FMおたるが入りづらいというような話について、話はされたのでしょうか。その点はいかがでしょう。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

入りづらいという部分でございますけれども、これにつきましては、FMおたるの開設の当初から難聴地域があるということは把握してございまして、その解消につきましても、いろいろとお話はさせていただいていたという経緯はございます。

○佐々木委員

解消についての策もお話をされていたということなのですね。もしもの話ですが、例えば市がFMおたるの放送が流れる区域を全市カバーできるように、小樽市が助成とか支援とか、そういうふうなことをしようというような考えはないのかどうか、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

市ということですが、現時点では、市が云々というところまでは考えていないところなのでございますけれども、

過去には難聴解消につきましての御相談はいろいろと聞いてございまして、その中では、国等の支援が何かないのかというようなことでの調査といいますか、そういうことをやって、何とかならないのかということは検討していたところでございますけれども、当時はなくて、現状に至っているというところでございます。

○佐々木委員

今回、改めて、やはりその重要性というのが改めて再確認された。先ほどお話の中にもありましたけれども、多様な伝達手段を目指すのだという中で、やはりこのFMおたるの果たした役割を考えて、やはりその辺のところについては考えていく必要があるのではないかと。

例えば、これは本会議でも話が出ていましたけれども、例えば防災ラジオを、塔を立てて、それをやるのに1基9,000万円だというようなお話もありました。そういうものと比較して、こういうところをやはり支援するなりなんなりして全域カバーしておくということというのは非常に有効だと思いますので、その辺について、今後この件についてどう考えられるのかお示してください。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

おっしゃるとおり、我々も今申してきたとおり、有効性は改めて感じているというところでございます。それで今後につきましてですけれども、今我々で進めている防災無線の関係がございまして、これにつきましても一つの伝達ツールとしては有効だと考えてございますので、まずは、そちらを一生懸命頑張りまして、その後の部分の中でFMおたるの拡張についても、我々でどういった支援という内容も出てきますけれども、そこら辺の検討の部分が、その後といたしますか、そういったような時点、まずは防災無線を頑張りまして、その後での実際の話になってくるかなとは考えてございます。

○佐々木委員

続いて、今お話に出ました、防災行政無線（同報系）整備事業について、私は第1回定例会の予算特別委員会でもお聞きをしました。その際、災害時の情報伝達手段向上を図ることを目的として、900万円かけて2019年度までに実施設計するという話だったと思います。あの海岸線の長いところに子局を立てて、そして聞こえないところに放送を送っていくという話、本会議でも出ておりましたけれども、それについて、いつごろ完成する予定なのでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

実施設計につきましては、本年度中には完成させるというところでございますけれども、ものにつきましては、現在のところ、災害対策室といたしましては、平成31年度、32年度の2カ年で何とかできないのかというところで思っているものですから、今後の予算要求に当たっては、そのようなスケジュールで何とかならないだろうかということを、予算要求を進めていければというふうに考えてございます。

○佐々木委員

本当に頑張ってくださいというふうに思います。このシステムの設置費用は3億円という話がありましたけれども、これについて緊急防災・減災事業債など国の助成などが使えるということによかったのでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

助成というか、おっしゃるとおり起債事業の対象となつてございまして、100%充当の70%交付税措置ということで、これを活用ということで認識してございます。

○佐々木委員

ここから少し前の話にかかわってくるのですけれども、このシステムというのは、津波、高潮以外の災害でも使用可能ですか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

災害はもちろんのことですけれども、国民保護法関連ですとか、そういった事案については使用できるというこ

とで考えておりまして、いわゆる J アラートにつきましても、これから流していきたいというふうに考えてございます。

○佐々木委員

今回のような、例えば広報車で回ったような中身についても、こういう場合にも使えるということによろしいですか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

もちろん使わせていただきたいと思います。

○佐々木委員

電気の供給は、どういうシステムになっているのでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

これにつきましては、基本的には商業電源を使用していくということでございますので、いわゆる北海道電力株式会社の送電網に乗ってくる電気を使うというようなことで考えておりますが、停電対策という部分でいけばですけども、今のところバッテリー、現計画では48時間対応なのですけれども、そういうバッテリーを設置していくというような計画を基本設計の中では行っております。

○佐々木委員

48時間という丸2日間ということですけども、もう少し長いのかというのは可能なのでしょうか、今回のことを考えると。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

現状としては、こういうケースも今回ございましたので、3日間、72時間というシステムも今ございます。それで、当然、値段が非常にまた高額になりますので、それをまさに採用できるかどうかというのはまた別の話としても、長いパターンもございます。

○佐々木委員

ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それで、それはどこにどう立てる計画なのかというのを示していただくために、資料要求で出していただいた紙があります。これについては、屋外拡声子局40局の配置図ということで、それを実際にどこにどう立てて、どれぐらいの範囲をカバーするのかというのがこの図だと思うのです。

今回この図を出していただいたのは、先ほどのFMおたるとの関係なのです。例えば、これで放送の入るところは海岸線に沿って、赤色とか緑色の丸がついているところに流れるということなのですけれども、これとFMおたるとの難聴地域を、どの程度この防災無線でカバーできるのかということについてと、それからFMおたるとこのシステムを併用して、その上でもカバーし切れない地域というのがどこになるのかというのを、その二つを、図を使って説明していただけますか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

まず、図面でございますけれども、海岸地域に沿って青く塗っている部分がございます。これが今回スピーカーによる音声を届けようということで決めている区域でございます。今40局ということになっておりますけれども、今、実施設計中でございますので、細かい位置ですとか、もしかしたら数の部分もですが、若干変更になるということは、少し申し添えておくのですけれども、いずれにしても青い区域については、全て届く形で、ものは設置したいと考えてございます。

それでFMおたるとの部分でございますが、放送エリアということでございまして、おおむねの言い方にはなってくるのですけれども、図面の上、北側から少しお話ししますと、線をきちんと入れていないのですが、北側は高島ですとか、ここに手宮中央小と書いてございますけれども、この付近が北側、おおむねいつているところだという

ところ。

それと、西側に行きましたら、桜陽高と書いているところがございますが、その付近ですとか、その下に行きまして長橋小学校のあたり、それから、もっと下に行きますと小樽商科大学が少し見えるのですけれども、小樽商大ですとか、そこら辺が大体西のところでございます。

南なのですから、下側に、この当時まだ入船小学校だったものですから入船小と書いていますけれども、旧入船小学校ですとか、奥沢保育所のあたりですとか、それと桜町付近ですとか、そこら辺が南あたりなのかなというところ。

そして、東側につきましては、ＪＲ朝里駅、ここにきちんと朝里と書いていませんけれども、それぐらいの部分がＦＭおたるの放送エリアだというふうに言われているところでございます。正確には、この区域の範囲内であっても、やはり地形等の関係で聞こえづらい部分もございますし、この範囲外でありましても、車のラジオは結構受信感度がいいものですから、聞こえる部分もあるというところでございます。

そういったＦＭ、それと防災無線の関係で届く範囲があるのですけれども、そうなった中で、ではその両方とも聞こえない部分がどうなるかといいますと、やはり蘭島の山側、フルーツ街道の部分で、青い線の道路です。それと、忍路の海岸よりも上がった部分。それとか、桃内もそうですけれども山側、塩谷は全般的に山側ですとか、国道沿い。それから登ってきますとオタモイですとか幸のあたり。そして北側に行きますと、高島小学校付近ですとか、赤岩付近、そして山側でっぺんに行きますと北照高校、もしかしたら入っているかもわかりませんが、そういったようなところ。そして、大きく言いますと、銭函付近というのが、少し難聴が残るといいますか、両方とも届かない地域ではないのかなというふうに思っております。

○佐々木委員

この防災無線をつけることによってＦＭおたるが入らないところで聞こえるようになるところは、蘭島、忍路、塩谷、それから銭函の海岸線というような感じになるのだと思うのです。であれば、かなりカバーできるところが広がるというふうに考えられます。そして、それでいて、なおやはり聞こえない、その両方が聞こえない地域があるということになるのだと思うのです。

先ほど多様化というお話があったけれども、多様にも何にも一つも聞こえないと、あとは走ってくる広報車が頼りという地域なのだと思いますが、以前、私が聞いたときには、戸別受信装置、この同報系で流すもので、同時に戸別に聞ける装置もあるのだというお話で、それはだけど、残念ながら考えていないというお返事でした。やはり、そういう今言ったような該当するところの戸数や何かを調査の上で、そういうものをもう一回、戸別のそういう設置について再考していただきたいというふうに思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

戸別受信機等のお話ですが、昨年の基本設計の中で、戸別受信機を例えば全市でも部分的にでもいいのですけれども、そういった部分を想定したもの、それから、全市域を対象としたスピーカーの部分ですとか、そういったいろいろなケースにつきましても、基本設計のレベルでは、検討は実はしております。

ただ、その結果として、いずれにしてもなのですから、その費用面でのやはり財政負担というのが非常に大きくなることも、同時に明確になってしまったというところがございます。少し先ほどの答弁とかぶるところがございますけれども、現時点において、まず避難にいとまがない津波災害対策としての防災無線の整備に全力を傾けていきたいということで考えてございまして、戸別受信につきましては、その次の段階としまして、次の段階が来る、その時点の市の財政状況などを考慮した中での政策判断というところになっていくのかというふうに考えてございます。

○佐々木委員

よろしく御検討いただきたいのですが、先ほど伺った、この図で、それでも聞こえないというところが山側に偏

っています。こういうところは、今度心配なのは土砂災害とか、そういうものが改めて危険になってくると、この辺が該当してしまうのではないかという気もしますので、ぜひ検討をお願いします。

災害対策本部と市教委、各小・中学校の連携で、情報伝達について伺います。教育委員会においても、教育長の予算特別委員会での山田委員への答弁でも、連絡体制に課題があったと、校長会とも連絡体制について議論をしていくという、そういうふうな答弁がありましたけれども、やはり、その中で学校から家庭への連絡については、一斉メール送信などということについて、答弁があったと思います。

ただ、問題はそこだけではなくて、そもそも市教委と学校間の連絡等についても問題があったり、課題があったりしたのではないのかと思って少し伺うのですが、まず、そもそも市教委も自家発電機能がなく、電源喪失状態が続いていたということらしいのですけれども、それはそのとおりなのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

教育委員会庁舎でございますけれども、9月6日の地震発生直後から停電となりまして、7日の21時47分、停電が解除となるまで電源喪失状態が続いたということは、事実でございます。

○佐々木委員

最後のほうにということですよ、大体うちと同じぐらいでした。そういう状況の中で各校や保護者家庭等からの問い合わせ等が市教委に直接あったと思うのですけれども、こういうことの対応というのは、できたのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

停電のために、市教委の電話は使用できませんでした。また災害無線、それから災害用携帯電話、これらが機能しない中ではございましたけれども、まず保護者からの問い合わせについては、基本的に学校宛てにありますので、学校で対応していたものと考えておりますが、臨時休校、あるいは午前授業等の情報は、早目早目に市教委から学校側に伝えておりまして、それを受けまして、学校もさまざまな手段を利用して保護者に伝えていましたことから、学校としては非常に大変だったと思いますけれども、教育委員会に対する保護者からの学校の休校等に関する問い合わせは、それほどなかったものと考えております。

また、学校から市教委への問い合わせにつきましては、携帯電話を使用して必要な情報についてはやりとりをしておりましたので、通常時と同様にとはいかない部分もありましたが、それなりに対応はできたものと受けとめております。

○佐々木委員

市教委に電話がかかってきたかどうかは、つながっていないのだから、一生懸命かけていたけれどもわからないということもあるかもしれませんよね。

やはり市教委も大切な機関なので電気が欲しいということで、北電等へ給電要請というのは行われたのでしょうか。その際の北電の反応というのはどうだったのかということはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

北電への要請につきましては、市教委の庁舎に限らずでございますけれども、あの時点で必要だと考えられる施設につきましては、早期の復旧につきましては、災害対策本部から要請は行いました。しかし、反応ですけれども、今回のブラックアウトにおける復電につきましては、技術的な部分、復旧の送電ルートがどこになっているか、どこにつながっているか、どこが優先的に技術的にいけるのかという部分ですとか、小樽市の判断ではなくて、本社の担当部局での全道的な観点の中から、その復旧が順次行われているというお話でありまして、各市町村からの個別の要請に対応することはできないのだということでの反応といいますか、回答があったということでございます。

○佐々木委員

後の報道によると、北電は病院と重要拠点を、重点的に先行して給電を再開したという感じなのですが、

その中に、小樽市の場合、市教委は入っていなかったということだと思うのです。少しそれるのですけれども、そもそも公共施設等で重点的な施設について、あらかじめ市と北電との協議とかはあったのでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

結論から言いますと、協議とかはしてございません。本市につきましては、こういった全停電というのを少し想定していなかった部分もございまして、そういった重点施設があつて、ある意味、どこから先行してやるのだというふうな区分けがあるということも、余り承知していなかったということでございます。

○佐々木委員

こうなってみて、初めてわかったということですよ。今後どうされますか、やはり市教委も重要な、そういう意味で、今回わかったわけですが、入れてくれということを申し入れ等はされる予定でしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

この件に限らずですけれども、停電の対応を検討する上で、いろいろな部分で北電とはこれから協議を進めていかなければならないと思っております。まずは、北電にそうなのかいと、考え方といいますか、順位があつたというようなことの部分の中の考え方などを、まずは確認させていただきまして、市教委のみならず市で持っている施設というのは、まだほかにもあるわけですから、そんな部分の考えがあるのだというようなことのいろいろな話を、これからさせていただきたいというふうに思っております。

○佐々木委員

先ほどの話の中で、緊急用に学校にある無線とか携帯電話とかというのも通じなくなっていたということもありました。やはり学校が避難所という、今回 7 カ所開かれたというようなことも踏まえて、学校と行政機関が個人の携帯電話とかスマートフォンではなくて、連絡がとれるようなシステムと、その確実な稼働方法をきちんと確立しておくということが必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

学校は避難所ということで位置づけさせていただいておりますけれども、避難所と災害対策本部とのくくりという中で、少し答弁させていただきます。先ほども申しましたとおり、ブラックアウトを想定したようなシステムということであれば、今まで装備していた携帯電話、要は中継局、発信局であるアンテナが停電してしまったということなのですが、無線のバッテリーの関係ですとか、そういう全て電気に関係するところでございますが、そういったものが失われても、このブラックアウトを想定した新たな通じるシステムということになると、今のところ、なかなか具体的なこういったものがあるのだという想定ができないものですから、そういった形の答弁はできないのですが、情報収集などを進めまして、よりいいものがないのかというようなことで検討してまいります。少し費用の壁はあるものの、そういったことは研究、勉強していきたいというふうに思っております。

○佐々木委員

無線とかもあつたけれども、使えなかったという話もありましたので、そういうものが、きちんとやはりどうして動かなかつたのか、動かすために何が必要だったのかということ、まずきちんと検証していただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

今回、緊急の際とはいえ、避難所開設時に停電の影響による、今お話ししたような電話の障害等により、連絡体制がうまく機能しない場面が多々あつたというふうにお聞きしまして、非常に学校現場が困惑したということです。やはりそういうことも含めて、市教委は市教委で災害対策についての本部みたいなものをつくって、全校に統一した対応ができるような、そういうことも私は考えておく必要があるのではないかと今回思ったのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○（教育）教育総務課長

今回の停電に当たりまして、市教委では、速やかに教育長、それから教育部長を中心に、管理職から成ります対策会議を設けまして、学校の休校ですとか、午前授業の決定ですとか、さまざまな対応を行っておりましたので、一定程度機能したものとは考えております。

ただし、避難所の開設に当たりましては、対策本部から学校への連絡等が停電のために支障が生じたということにつきましては、学校からの報告がありまして、これについては課題として災害対策室には伝えております。

また、現場が混乱した原因の一つに、小樽市避難所運営マニュアル、この内容が浸透していなかったということもありますので、派遣された職員、それから学校の施設管理者、それぞれの役割を明確にするなどの必要性を課題として、災害対策室には伝えているところでございます。

○佐々木委員

一斉メール等で、各家庭連絡網を構築していく方向でというお話がありました。そのところで1点だけ、一斉に全部のメールアドレスを集めて、一斉に送るというシステムになると、一番心配なのは、やはり情報管理です。やはり個人情報の扱いというものについては、本当にきちんとやらないと大変なことになると思うので、その点については注意していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

学校における個人情報の取り扱いにつきましては、これまでも個人情報漏えいに関する道教委の通知等に基づき、適切に管理されておりますけれども、メールアドレスの管理についても、緊急時の連絡に使用目的を限定するなど、これまで以上に個人情報の管理を徹底するよう指導してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

基本的に、やはり学校で電源確保ということが本当に大事であったというふうに思います。これがないばかりに、いろいろな情報伝達ができなかったということです。これについての対策をお願いしたいと思います。

◎小樽市歴史文化基本構想（案）について

小樽市歴史文化基本構想（案）についてお聞きをします。これまで、これをつくるに当たって、市民フォーラムから忍路や張碓でワークショップというものが開かれて、私も何回か見せていただきましたけれども、その成果というのは、この案の中にどのように反映されているのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

フォーラムやワークショップでの意見の反映につきましては、第3章の小樽文化遺産の概要において、これまで行ってきた調査について、6項目に分けて整理しております。ワークショップなどで意見がありました、食、風習、景観などについては、暮らしとともにある文化遺産として整理したところであります。

○佐々木委員

この案には、小樽市独自の取り組みとして、建物や遺跡、遺構だけでなく、市民に伝わる文化、無形の伝承等にも光を当てるとのことだったと聞いていますけれども、この辺についてはどのようにまとめられていますか。

○（教育）生涯学習課長

歴史文化基本構想の策定につきましては、有形、無形、無形民俗、史跡、名勝、天然記念物、文化的建造物群及び伝統的景観だけでなく、文学、美術などの芸術分野、民俗芸能、食習慣なども対象に詳細な調査を実施し、第3章のそれぞれのジャンルの中で整理しております。

○佐々木委員

中身ですけれども、第4章の文化財群について少し感想を述べさせていただけると、特に私が感銘を受けたのは、歴史を伝える画像資料群というのが入っていて、以前から私は、この写真の扱いについてお話をさせていただいたのですが、ぜひこれから継続していく中で、広報広聴課に眠るネガ10万点、あれをぜひこの中に入れていただ

けるように、今後も私は語らせていただきたいと思います。

それから、もう 1 点は、民の力、協働と互助の文化を示す遺産群というのがあって、その「②協働のまち」では、運河保存運動までが文化遺産として含まれているということですね。そういうものが、やはり現在の小樽市の市民の活力につながっている、まちづくりにつながっているという意味で非常に貴重だと思うのですけれども、これらについて何かコメントがあればお願いします。

○（教育）生涯学習課長

まず 1 点目で画像資料群について、今御質問があったと思いますけれども、画像資料群は、小樽が歩んだ近代を探る写真、絵はがき、動画など、歴史的な事象を記録していると同時に、当時の面影が残る貴重な資料と考えております。今、佐々木委員から御指摘のありました、広報広聴課に眠る写真についても、今後調査して研究していきたいと考えております。

また、運河保存運動については、歴史としては新しい出来事ではありますが、本市としての文化遺産を生かすまちづくりとしては、民の力が主体となり、まちを動かしてきた事例でありますことから、重要な小樽の歴史として加える必要があるものと思われ、構想に含めたものであります。

○佐々木委員

そういうふうを考えていただけると、大変うれしいです。

第 5 章の小樽文化遺産の保存管理の指針についてということで、活用の視点についても語られています、保存管理だけではなくて。そもそもここで示される小樽文化遺産群の存在を市民が知らなかったら何もできない、やはり周知していく必要があると思うのですけれども、そのための情報発信はどうしていこうというお考えでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

ただいま御質問のありました情報発信につきましては、まず今年度において、歴史文化基本構想に関連した展示やシンポジウムを総合博物館で開催し、本市の文化遺産について周知を図りたいと考えております。また、小樽文化遺産のデータベースの公開については、今回の調査に伴って、資料群としてまとめた約 2,500 件の文化遺産を図や写真なども含めて公開できるよう検討を進めているところであります。

○佐々木委員

ぜひ、そのデータベースは、ただ文章が並んでいたり、ものが羅列されているだけではなくて、できるだけ写真だとか図だとか、そういう本当にビジュアル的なインパクトのあるものにしていただけるようお願いをします。

この遺産群に興味、関心を持ってもらって初めて、やはり保存活用推進体制にある、それぞれの役割というのが出ていますよね。市民や団体や市、それから大学等、そういうところの役割が生きてくると思います。

市民の活動について、太宰府市での活動がフォーラムで示されて、非常におもしろい話だったのですけれども、何か本市で、こういう市民についての可能な例というのはありますでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

ただいま御質問のありました市民の活動の例についてなのですが、このたびの策定に当たり、忍路、張碓地区で開催したワークショップは、地域に根差した文化について、市民が改めて多くのことを知る機会となったと考えております。文化遺産を守る主役となってくれる取り組みとしては有効であり、また市民の文化財に対する意識の醸成につながるものと考えておりますので、同様の取り組みについて、今後検討してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

この構想案が策定された後、日本遺産の地域型の申請において、この中からストーリーが生まれてくるということになると思います。どういうストーリーになるのかみたいなのが、何か参考になるようなことがあればお聞かせいただきたいのですが。

○（教育）生涯学習課長

日本遺産のストーリーについての考えにつきましては、本構想では、第 4 章において小樽市の文化遺産を歴史的、地域的に群として捉え、8 項目のテーマに分類して、関連文化財として示しております。これらさまざまなストーリーを構成する題材となり得るものと考えておりますけれども、少し具体的なことについては、まだ述べることはできませんので、大変申しわけございません。

○佐々木委員

期待をしております。さらに、構想案が策定されたということになれば、日本遺産認定とあわせて、国の支援等も出てくると思います。その国の支援という面で見ると、歴史文化基本構想を活用して、国からの支援策というのは、それ以外にもいろいろあると思うのですけれども、その支援策というのは例えばどんなのがあって、活用について、生涯学習課としてはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

国からの支援策につきましては、文化庁において歴史文化基本構想で定めている関連文化財群などの活用を図る、総合的取り組みを支援する制度があります。対象事業の情報発信、人材育成、普及啓発、活用・整備など、多岐にわたることから関係部局と協議を進めながら、制度の活用について研究してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

日本遺産にもし認定になれば、いろいろと支援もしていただけるのですが、主にソフトに関係する部分だというふうに聞いています。やはりハード面で小樽にある建物や、その他の遺産群に残すためのやはりお金とか支援とかが必要だと思いますので、ぜひその辺についても、活用の考えをさらに広げてみていただければと思います。

最後にお聞きします。本案ができたということは、まずは本当に教育委員会の生涯学習課の皆さん、それからかわった各委員の皆さん、本当に大変御苦労さまです。しかし、これで仕事が終わるわけではないということで、やはり日本遺産の特に地域型の認定に向けて、今お話をしましたストーリーの作成など、今後、教育委員会として、日本遺産担当の方々とのような連携を考えておられるのか、お聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

日本遺産の地域型の認定に向けた教育委員会としての連携につきましては、ストーリーの作成や構成文化財の抽出、選別など専門的な知識が必要であることから、これまでも学芸員を中心に教育委員会としてかかわっており、今後も引き続き連携してまいりたいと考えております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

安斎哲也委員に移します。

○安斎委員

◎学校適正配置について

まず、本会議での私の質疑及び一般質問の学校適正配置の関係の再質問に対する教育長の答弁の中で、私の趣旨の伝え方が少し悪かったかもしれないのですが、教育長が後期計画を早く進めるべきではないか、ゆったりしないで早く進めるべきではないかという質問かと思えますということで、冒頭、おっしゃっていたのですけれども、私の趣旨としては、前期計画の点検結果について、検討することはよいけれども、いつまでに検討するのか、後期計画の期間に入っていればそのまま進めるのか、検討結果が出るまで進めないのかという趣旨で質問をさせていただいていました。

ただ、その答弁の中で、できる限り速やかに検討を行い、議会に報告するということを触れられておりましたので、私の趣旨については補足をさせていただきたいと思います。

◎小樽市公共施設等総合管理計画及び新市民プールの建設について

まず報告の中から質問をさせていただきます。

小樽市公共施設等総合管理計画と新・市民プールの関連で 1 点、個別施設計画のきょう示していただいたスケジュールの、より細かいスケジュールをお聞かせいただきたいのと、先ほども御答弁ありましたが、新・市民プール建設について、総合管理計画と整合性を図ると言いながらも、総合管理計画にはプールという文言が盛り込まれていないということもあって、いつのタイミングで関連づけが行われるのか、この 2 点についてお聞かせいただきたいと思います。

○（財政）徳満主幹

まず、スケジュールなのですけれども、先ほどお話ししたように、再編計画に向けての再編素案を、来年の第 2 回定例会で示せるようにということで考えておりますので、それを受けてから市民意見交換会を来年の 8 月から 10 月ぐらいでやらないと、年度中におさまらないだろうなというふうに考えておまして、逆算なのですけれども、考え方が。その市民意見交換会など、そこでいくためには、第 2 回定例会での総務常任委員会までに組まなくてはだめだろうと。とすれば、庁内の検討会議もありますので、年明けから 5 月までには、小樽市公共施設等マネジメント検討委員会で、その市民向けの再編素案の複数の案を、これで行こうという形で審議いただいて示そうという考えです。具体的に、我々も、今検討のさなかですので、まだ具体的な形ではないですけれども、年明けから少しは具体的になって、当然会議の前にも所管課とも意見交換したいと思っていますので、そのような形で進んでいくのかというふうに思っております。

プールの関係ですけれども、どのタイミングでとお話しされましたけれども、先ほど言ったように、もう既に担当レベルというのですか、担当者間では意見交換もしておまして、入っているといえはいると言えるのかもかもしれません。ただ、プールのことしの課題とすれば、利用団体等の意見交換というような部分がありましたので、それが今やっているさなかでございまして、今回報告したようなことになっているかと思います。

そういう形を受けて、プールもどのぐらいの規模とか、機能とか、そのような形で条件をいただかないと、我々も具体的に検討できませんので、この議会終了後にでも、担当からそういう規模、機能の部分の条件をいただけるのではないかと思いますので、それを受けて、また具体的に考えていきたいというふうに考えております。

○安斎委員

今後の公共施設等総合管理計画の関連で、先ほど酒井隆裕委員もおっしゃっていたのですけれども、夢ある計画をとということで。私も何件か池袋の豊島区役所とかに視察で行って、マンションを分譲して、一切税金をかけないで建てたとか、いろいろな例がありますので、ぜひ未来に残すものですから子供たちに夢あるものをつくってほしいように、十分検討、協議していただきたいなというふうに思っております。

◎小樽市子どもの読書活動推進計画について

次に、小樽市子どもの読書活動推進計画ですけれども、先日ちょうど岩内町こども絵本館というところに視察に行きまして、主に未就学児とその保護者が利用する絵本スペースがあって、岩内町では図書館というのがなくて、図書室なのですけれども、そこと分離で設置されているものでした。

子供たちが絵本を読んだり、遊んだり、保護者同士は育児相談をする場ということになっていました。市立小樽図書館においてもオープンスペースにはなっていて、余り騒がしくしないようにというような空気が感じられているようで、その保護者たちからは、できたらそういった子供たちが密室の空間でいろいろなことができるようなスペースを図書館でもつくってほしいという声がありましたので、今回も読書活動計画が示されたので、その関連でそういった施設をぜひつくっていただきたいなというふうに思うのですけれども、これについて見解をお伺いします。

○（教育）図書館副館長

安斎委員からの、未就学児の絵本スペースの要望についてお答えいたします。当館の現状についてお話しさせていただきますと、玄関を入ったすぐ横に児童室、じゅうたん敷きの絵本コーナーがございまして、一般の利用者の方の閲覧コーナーとは、オープンではありますが独立したスペースとなっております。音を遮る壁はございませんが、当館といたしましては、親子連れの話し声や赤ちゃんの泣き声など、お互いに気にすることなく楽しんでいただける雰囲気づくりを心がけております。

ことしの 4 月からは、毎週金曜日、午前 11 時から乳幼児向けのおはなし会、たるびよタイムというのを実施しております。絵本の紹介や読み聞かせ、手遊びなど、乳幼児の親子連れの皆様に楽しく図書館を利用していただけるような取り組みを行っております。

そこでは絵本だけではなく、子育てや家事に関する本なども勧めておりまして、子育て世代のロコミが広がり、情報発信の場ともなっております。これらの取り組みは、先ほど報告いたしました、現在策定中の小樽市こども読書活動推進計画の中の事業として、今後展開する予定でもあります。今回いただいた御意見を含め、子供の読書環境の向上のために取り組んでまいりたいと考えております。

○安斎委員

各地域では、まちづくりとの一体としての図書館スペースをつくったりとか、子供たちが楽しく騒いだりもしていいというような図書館もあるのですが、限られたというか、密室のスペースでもという声があったので、お伝えさせていただきました。ぜひ御検討をよろしくお願いいたします。

◎第 7 次小樽市総合計画及び小樽市過疎地域自立促進市町村計画について

報告の中で総合計画のスケジュールを伺ったのですが、1 点気になったのが、6 カ月おくれでつくっていくということなのですが、本来、総合計画は年度からスタートしていくものなのですが、新年度予算が、では何を根拠に予算づけられて、小樽市過疎地域自立促進市町村計画は、総合計画ができていない中でどういうふうに進めて過疎対策事業債をもらっていくのかというのが少しくエスチョンというか、思い浮かんだのです。その点というのは別におくれたとしても、ある程度の根拠を持って予算づけをしていくということの理解でよろしかったのでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

確かに、平成 31 年度予算の部分なのですが、31 年度に走るときには、少しまだ総合計画は、予定では基本構想の部分ではできているという予定なのですが、それに基本構想の大きな方向性に基づいてというような形になるかというふうに考えております。

過疎計画は、現行の過疎計画が 32 年度いっぱい、少し年度がずれていますので、そこは問題ないというふうに考えています。

○安斎委員

少し計画の時期がずれてしまうと、そういったことは気になっていたのですが、質問をさせていただきましたが、以前の状況だと、基本構想をつくって、基本計画をつくって、実施計画をつくって、その実施計画に基づいた予算組みということだったので、それがどうなってしまうのかと少し疑問に思ったのです。ばふらとした基本構想の中でどういうふうに予算をつけて、今後、基本計画ができたらどうやって関連づけるのかというのは、主幹の手腕の見せどころかと思うので、適宜情報提供をいただければと思います。

◎国立小樽海上技術学校について

あともう 2 点、少し気になったのが、海上技術学校の部分で、いろいろ質問があったのですが、議論が道内唯一の学校だから北海道としても残したいのだとか、小樽としても残していきたいのだという話になってはいるのですが、外から聞いていると、その残したメリットは、小樽にどういうメリットがあるのかというところの議論

とか、そういう説明が抜けているのではないのかというふうに思っているのです。結局、何人の子供たちがあそこにて、どういうふうに小樽市にメリットがあるとか、その辺の説明が足りないのかなというふうに思っております、もし、今お答えできるのであれば、お答えいただければと思いますし、お答えできなければ、後ほどそういったまとめたものとか、調査したものがあればお示しいただきたいなと思います。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

海技学校が小樽に残るメリットということになりますけれども、1点、私どもとして調べたところとしましては、ことしの4月現在、海上技術学校に関連している市民の方ということで、生徒、職員、あるいはわかる範囲で職員の御家族、そのあたり小樽市内に住んでいらっしゃる方は何人いらっしゃいますかということで、学校に問い合わせたところ、ことし4月現在で87名いらっしゃるということは確認してございます。閉校になりますと、その人数の規模で減ってしまうというところから、その点からしても存続は必要な取り組みだと考えております。

○安斎委員

それ以外に、実は、小樽雪あかりの路というのが冬のイベントであるのですけれども、そこにボランティアでいつも20人ぐらい一気に乗り込んで手伝ってくれたりとか、まちづくりでも、そういったふうに生徒たち、職員も頑張ってくれているということもあって、残したい、残してくれという話ではなくて、まちとして残ってくれたらこういうメリットがあるのだという説明もしていただけると、より私たちも、もっともっと応援しやすいかと思しますので、今後の説明の補足とかにつけ加えていただけたらなというふうに思います。

◎通勤手当の不正受給について

もう1点が、親族間の賃貸契約に関する事の中で、今後の対応及び再発防止策の中に、通勤手当について、少なくとも通勤費が高額となる市外居住者に当たっては、定期券の写しやICカードの履歴の提出を求めるなどチェック体制を強化するという事なのですが、今回は今回で高額だったからということかもしれませんけれども、私としては、別に通勤費が高額と限定しなくても、対象になっている人たちから求めて、チェックをしてもいいのではないかとこのように思うのです。この点、もし高額以外に普通にもやるという考えがあるのであればそれでいいのですが、やれない理由とか、やろうと思ったけれども、まずは高額を対象にしたとかという何か理由があれば、お聞かせいただきたいなと思います。

○（総務）職員課長

通勤手当の関係ですが、先ほどは基本的に市外居住者という形でお話ししましたけれども、市内の居住者についてのチェックという形になりますと、基本的には市内だと定期券ではなくて、今ならSAPICAとか、そういったICカードを利用している人が多いと思うのです。それを、履歴を出すというふうになると、駅前のターミナルで履歴を出すのですけれども、それが大体1回に20件しか出せないという部分があって、それを市内の通勤者に対して、それを求めるのがいいかどうかという部分も少しありまして、そういう点では、まずは市外の遠いところで高額な通勤費になるというところでチェックをかけたいなというふうに思っています。

ただ、市内の部分についても、まず現況は、今、バスで届け出を出しているのですけれども、もしかしたら届け出を怠って車通勤というような、そういった視点もあるので、市内の通勤者についても、現況をまず届け出してもらった上で、どういった形で確認できるかというのを検討していきたいというふうに思っております。

○安斎委員

余りこういったことはまれだとは思いますが、余り公の場で言うと、私も後で怒られかねないのですが、よく学生のころアルバイトをしていて、交通費云々、結構交通費でもうかったりとかするときもあるのですけれども、これは税金のかかっていることですから、慎重に対応していただきたいなというふうに思っております。

◎市役所組織と職員数について

市役所組織と職員数の関連で、前市長時代に進められた組織機構改革について、議会で人件費の増加などが要因

で議案は否決となりましたけれども、その後、現市長体制になってからでも、なる前からでもいいのですが、否決後の市役所組織機構の見直しについて、現在どのように進められているかお聞かせください。

○（総務）組織改革担当次長

昨年、第 4 回定例会に提案した組織改革についてですが、まず、若干人件費の数字を先に説明させていただきますと、6 名の職員増で、それに伴う人件費が 3,700 万円かかると、これが組織改革の否決の大きな理由となったところであります。この否決になった組織改革の見直しについてですが、市長とはまだ詳細についてお話しできておりません。ただ、市長からは、まずフラットな状態に一つ戻すと。戻した上で組織改革に取り組むのであれば、事務事業の見直しなどとセットで財政面を考慮した上で取り組まなければ、なかなか実現は難しいだろうというような御意見をいただいているところであります。

○安斎委員

私としては、以前から社会情勢の変化とか、少子高齢化の観点で、やはり手厚くするところは手厚くしなければいけないし、でもスリム化しなければいけないところはスリム化しなければいけないということで、組織機構の改革というよりは、見直しはしていかなければいけないだろうという主張で、この間質疑をさせていただきました。

市長からは、フラットに戻して、また事務事業とともに検討していくということですので、これについては、また新市長のもとでどういう指示があるかということ、少し推移を見守らせていただきたいというふうに思っております。

また、これに伴って、新規採用と職員数の観点で質問をさせていただきます。財政の概況では、平成 29 年度の職員数が 28 年度よりもふえているということが載っているのですが、過去 5 年の、まず職員数と新規採用の関係でお示しをいただきたいと思います。

○（総務）職員課長

病院局を除いて、各年度 5 月 1 日時点の職員数で申し上げますと、平成 26 年度は 1,237 人、27 年度は 1,229 人、28 年度は 1,231 人、29 年度は 1,241 人、30 年度は 1,244 人であります。また、病院局を除いた年度別の新規採用者数につきましては、26 年度は 52 人、27 年度は 48 人、28 年度は 56 人、29 年度は 63 人、30 年度は 49 人であります。

○安斎委員

一概に、ただただふえているということではないのしょうけれども、組織機構にもかかわってのことですが、税収が伸びず人口も減る中で、ただ仕事はふえているのですが、将来的には市役所組織を肥大化させて固定経費がふえるというのは、なかなか財政状況を圧迫するかなというふうに思っております。

来年度以降の職員数と新規採用の点を今後どういうふうに考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（総務）職員課長

まず来年度の人員配置につきましては、まだ市長の査定を経ておりませんので、確定的なことは申し上げられませんが、例えば今定例会でも、災害対策室の体制強化というような議論もありましたけれども、今後はどこかふやす必要があるのであれば、やはりどこかを減らすという、そういう視点を持ちながら、厳しい財政状況のもと財政健全化の観点を踏まえて、事務事業の見直しを図りながら、財政状況に応じた適正な職員数にしていきたいというふうに考えてございます。

また、新規採用者につきましては、定年退職者数や欠員数に次年度の人員の増減を加味して、これが必要数という形になりますけれども、これに対して新規の再任用希望者が何人いるか、これを差し引いた人数を、新規採用者で充てるという形になりますので、再任用の人数によって、新規採用者の数も変動するという、そういう形になるのですが、7 月に行った総務部長の人事ヒアリング時点での整理の中では、新規採用者は三十数人になるのではないかと試算したところでございます。

○安斎委員

そういう御答弁なのだろうなと思っていたのですが、1 点少し意地悪な質問をすると、財政状況に応じた適正な職員数というのが、では一体どれぐらいなのかというところを聞きたいところなのですけれども、これについてはお知らせいたしておりませんでしたので、後ほど、御検討いただいてからお聞かせいただければというふうに思いますが、今お答えできますか。

○（総務）職員課長

これから、財政健全化計画を作成する中で、職員定数をどのようにしていくかという、そういった観点もございしますので、その中でお示しさせていただきたいと思います。

○安斎委員

財政健全化計画で、職員数も含めたということを私も今初めて聞いたので、後ほど、また議会で提示されると思いますから、また勉強させていただきたいなというふうに思います。

最後に、もしお答えいただけるなら、この組織機構と職員数の関連でお聞かせいただければと思うのですが、前市長時代にプールの建設は市長部局、分娩の部分については保健所から子育て支援室、公共交通については建設部につくったりというような事務分掌を変えて、あちこち所管を変えたりとかしていたのですけれども、これについて、もとに戻したほうがいいなとか、このままで、まずやっていくしかないなとかという考えがあるのであれば、お聞かせいただきたいなというふうに思うのです。お答えできなければ、お答えできないでもいいのですけれども、もしお考え等ありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○（総務）組織改革担当次長

前市長の行った組織改革、雪対策で言えばすぐに戻したという経過もありますし、市長のお考えというのは、一度フラットにという考えですので、先ほども言ったように、詳細はまだお話しできていませんので、今後、来年の 4 月に向けて、少しずつ組織をどうするかというのが出てくると思いますので、現時点では、少し詳細の部分は言えないということで、御理解をお願いします。

○委員長

安斎哲也委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 33 分

再開 午後 5 時 59 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○酒井（隆裕）委員

日本共産党を代表いたしまして、議案第 20 号、第 29 号の可決を主張して、討論を行います。

議案第 20 号小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案です。賛成はしますが、市長などの適正な報酬は幾らなのか、今後、特別職報酬等審議会で審議することが必要です。

議案第 29 号小樽市非核港湾条例案です。核兵器搭載可能艦艇の入港をさせない取り組みをするべきです。

以上を申し上げ、討論といたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、議案第29号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。